

高麗末期の漢陽遷都論 —韓国における中世都城史研究の動向—

桑野栄治

Debates on the Transfer of Capital to Han-yang in the Later Goryeo Dynasty : The Trends of Medieval Urban Studies in Korea

Eiji KUWANO

【目次】

はじめに

1, 恭愍王代の遷都論

(1) 恭愍王の漢陽遷都論

(2) 恭愍王9年の白岳遷都

2, 禿王代の遷都論

(1) 禿王即位後の内地遷都論

(2) 禿王8年の漢陽遷都

3, 恭讓王代の漢陽遷都

むすび

はじめに

高麗王朝（918～1392年）末期には対外情勢の不安と首都防衛上の脆弱性から政府内では遷都論が提起され、恭愍王（在位1351～74年）・禿王（1374～88年）・恭讓王（1389～92年）代には漢陽（三京のうちの南京、現、ソウル）¹ 遷都論が浮上した。近年の韓国歴史学界において、高麗末期の漢陽遷都に関する論放としてまず注目すべきは、2000年に公表された張志連氏の「麗末鮮初遷都論議について」であろう。従来、朝鮮王朝（1392～1897年）初期の漢城遷都に関しては数多くの研究蓄積がある² ものの、それ以前の高麗末期の

1 漢陽は高麗時代、成宗2年（983）に中央から地方官が派遣される主牧の楊州牧となり、文宗21年（1067）に楊州牧は南京に昇格し、翌年には宮闈を建設して国王巡駐京である三京（開京・西京・南京）のひとつとなった。しかし、のち事元期（元干渉期ともいう）の忠烈王34年（1308）に西京が平壠府に、東京が鶴林府に改編され、南京も漢陽府に格下げとなって三京制は廃止された。以上、南京の沿革は〔李丙燾1980, pp.146-147, p.304〕〔金甲童2002, pp.87-90〕〔崔惠淑2004, pp.10-13〕のほか〔李益柱2005, pp.70-72〕、参照。なお、ごく最近では尹京鎮氏が『高麗史』地理志に記載された文宗21年の南京設置を否定する説を提起した〔尹京鎮2010〕が、本稿ではひとまず通説にしたがう。

2 朝鮮時代における漢城研究の動向に関しては〔張志連2002b〕〔禹成勲2005〕などを参照されたい。高麗の開京研究は1990年代に入ってようやく本格化し、南京研究にいたっては史料の絶対的不足からそれ以上に不振である、との指摘がある〔李益柱2005〕。なお、韓国における近年の朝鮮初期漢城研究については雑駁ながら〔桑野2011〕に整理した。

遷都論議については簡略な言及にとどまり、そのうえ当該期における遷都論に関する研究は風水図識の側面から論じた李丙燾『高麗時代の研究』と、これに依拠しつつ叙述されたソウル特別市史編纂委員会編『ソウル六百年史』に過ぎないという〔張志連2000, pp.2-3〕³。なるほど、日本の学界においても漢城遷都に関してはいまのところ吉田光男氏による論攷がほとんど唯一であって、その叙述は李丙燾氏の成果に負うところが大きい⁴。しかし張志連氏は、恭愍王代以降、漢陽・白岳（三蘇のうちの左蘇、現、京畿道長湍郡白岳山）・江華・平壌・忠州など遷都候補地としてさまざまな地域が登場しながら、なぜ漢陽が選択されたのかが究明されていないと問題提起した。同年には禡王代の漣州（現、京畿道漣川郡）遷都論を主軸としつつ、高麗末期の遷都論議を取りあげた朴敬子氏の論攷「高麗時代漣川遷都説について」もある〔朴敬子2000〕⁵。

その後、2002年にソウル特別市史編纂委員会研究委員（当時）の羅恪淳氏は「高麗末南京復置と漢陽遷都」を公表し、漢陽遷都と開京還都は単純に風水地理説によって一時に国家延長を図ったのではなく、王権を中心とする保守反動的為政集団と新進改革勢力間の主導権争奪的一面を呈していた、と結論づけた〔羅恪淳2002〕。羅恪淳氏は『高麗史』より恭愍王代以後の漢陽遷都論に関連する史料を網羅的に列挙しており、有益である。一次史料の絶対的不足という限界性を考えれば、当該期の漢陽遷都論関連史料は出揃った感がある。2004年には崔恵淑氏による单著『高麗時代南京研究』が上梓され、第IV章「南京遷都」では高麗末期の漢陽遷都論が再検討された。崔恵淑氏は、王室の安泰と民の平安を祈願して南京に遷都したが、たび重なる憂患と天変地異のため開京に還都したと結論づけ、また遷都への確固たる信念の不足を指摘している〔崔恵淑2004〕。2006年には李益柱氏が時期を恭愍王代に限定し、「恭愍王代の改革政治と漢陽遷都論」を公表した〔李益柱2006〕。この論攷により、当該期における遷都論の推移はほぼ明らかになったものと評価されよう。

ごく最近では、2010年に尹京鎮氏が「高麗文宗21年南京設置についての再検討」を、また李亨雨氏が「高麗恭謙王代の遷都論」を公表し、両者とも恭謙王代における遷都論の顛末とそれを主導した政治勢力に注目した。朱子性理学者の反対にもかかわらず漢陽遷都が断行されたのは、実際には恭謙王の主導ではなく、科田法を推進していた李成桂（のち太祖）勢力が主導したものであり〔尹京鎮2010〕、李亨雨氏もまた李成桂勢力が政局転換のために遷都を望んだという〔李亨雨2010〕。

ともあれ、韓国では李丙燾氏による研究成果以来、高麗末期の漢陽遷都論について関連史料の整理と検討が進行していることは疑いない。ところが、高麗末期の国際情勢、とりわけ1350年を画期として猛威をふるった倭寇の活動に目配りした論攷は必ずしも多くはない。また、実際に遷都がなされたのは漢陽と白岳だけであったが、これらが遷都であったのか、一時的な「移御」であったのかについては議論が分かれている。張志連氏によれば、遷都論議の大半は提起される次元にとどまり、実際に遷都した場合でも9月から翌年2月まで（恭愍王代の白岳遷都は11月から翌年3月まで）、すなわち農閑期に限定され、遷都

3 このほか韓国では、たとえば閔丙河氏も李丙燾氏と同じく地理図識説の立場から高麗末期の漢陽遷都を取りあげた〔閔丙河1968, pp.19-25〕。

4 〔吉田2009a, pp.18-19〕〔同2009b, pp.52-53〕。

5 その後、朴敬子氏は高麗末期における漢陽遷都の根本的な目的を、当時の複雑な政治状況の打開と内憂外患の国難克服に求めた〔朴敬子2005〕。

ではなくむしろ一時的な「移御」とみるのが妥当であるという〔張志連2000, pp.13-14〕。これに対して崔惠淑氏は、一時的ではあれその性格は「南京への明らかな遷都」であったと主張している〔崔惠淑2004, p.158〕。そこで、本稿では中国史・日本史など隣接分野への情報提供を兼ねつつ、高麗末期の漢陽遷都論の推移を史料に即して総括的に取りあげることにしたい。

1. 恭愍王代の遷都論

(1) 恭愍王の漢陽遷都論

恭愍王5年（1356）6月に高麗政府では漢陽遷都が計画された。高麗末期における遷都問題の発端として李丙燾氏以来、つとに注目されていたことはいうまでもない〔李丙燾1980, pp.306-307〕。この計画の発端について、たとえば張志連氏は恭愍王代の反元運動との関連を指摘しつつ、「遷都は政局を刷新しうるよい契機として南京を建議した人物は、當時王師であった普愚であった」という〔張志連2000, p.6〕。「普愚の漢陽遷都論」として注目した李相瑄氏も、普愚が漢陽遷都を奏請したのは恭愍王5年6月であったと推定している〔李相瑄1998, pp.283-284〕。恭愍王の王師として仏教界を代表していた普愚の建議とは、『高麗史』列伝に「僧普愚、讖説を以て王に説きて曰く、漢陽に都せば則ち三十六國朝すと。王、其の説に惑い、大いに漢陽の宮闈を築く」とあるのを指す⁶。かつて肅宗元年（1096）7月に新羅末高麗初の僧道詵の継承者をもって自任する金謂碑が「高麗の地に三京あり。松嶽を中京と爲し、木覓壤を南京と爲し、平壤を西京と爲す。十一・十二・正・二月は中京に住し、三・四・五・六月は南京に住し、七・八・九・十月は西京に住せば、則ち三十六國朝天す」という『道詵記』を引用しつつ、「今、國家、中京・西京ありて南京を闕く。伏して望むらくは、三角山の南、木覓の北平に都城を建立し、時を以て巡駐せんことを」と、南京に都城を建設して遷都（事実上は巡駐・移御）するよう上書した⁷ことは周知のとおりである〔李丙燾1980, pp.161-165, p.309〕〔朴敬子2000, p.272〕。

一方、羅恪淳・崔惠淑の両氏は李丙燾氏と同様、恭愍王代における遷都論議を一括して取りあげた〔李丙燾1980, pp.307-311〕〔羅恪淳2002, pp.119-123〕〔崔惠淑2004, pp.134-138〕が、当時の高麗を取りまく国際環境を勘案すれば、筆者はこれを2期に分割すべきと考える。その点、当該期の漢陽遷都論に焦点をあわせた李益柱氏の成果は傾聴に値しよう。李益柱氏は、高麗末期の漢陽遷都論と恭愍王5年6月の反元政策との密接な連関性を説いており、示唆に富む〔李益柱2006, pp.289-290〕。恭愍王はこの年5月より征東行省

6 「(前略) 僧普愚以讖説王曰、都漢陽則三十六國朝、王惑其説、大築漢陽宮闈、澤又言、釋妙清惑仁廟、幾至覆國、厥鑑不遠、矧今四境有虞、訓兵養士、猶懼不給、興工勞衆、恐傷本根、(後略)」(『高麗史』卷106、列伝19、諸臣、尹諧〔附尹澤〕)。普愚は恭愍王5年4月に56歳で王師に封ぜられた(同書卷39、世家39、恭愍王5年4月癸酉〔23日〕条)。

7 「肅宗元年、爲衛尉丞同正、新羅末、有僧道詵、入唐學一行地理之法而還、作秘記以傳、謂碑學其術、上書請遷都南京曰、道詵記云、高麗之地有三京、松嶽爲中京、木覓壤爲南京、平壤爲西京、十一・十二・正・二月住中京、三・四・五・六月住南京、七・八・九・十月住西京、則三十六國朝天、又云、開國後百六十餘年、都木覓壤、(中略)今國家有中京・西京、而南京闕焉、伏望、於三角山南木覓北平建立都城、以時巡駐、(後略)」(『高麗史』卷122、列伝35、方技、金謂碑)。その後、肅宗4年9月に肅宗は南京建置の論議を命じ、同6年9月に南京開創都監を設置、同9年5月にいたり南京の宮闈が竣工した〔李丙燾1980, pp.168-170〕。

の理問所（元による高麗管轄機関の司法局）を廃止するなど反元運動を展開し、6月には元の順帝トゴンニテマル（1333～70年）の第2皇后となった奇氏一党をはじめとする元帝室の外戚勢力を排除した⁸。そして恭愍王は6月26日に元の年号「至正」の使用を停止し、改革政治を宣言する教書を颁布することになる⁹。奇皇后の実兄である奇轍に大司徒を叙授すべく来朝した元使を西北面兵馬副使が捕らえ、その侍従を殺害した事件も発覚し、元はその報復措置として80万の軍隊を動員して高麗を攻撃すると通告してきた¹⁰。恭愍王が書雲觀に漢陽の相地を命じたのはその2日後である（後掲史料A）。

そこでまず、本節では第1期の漢陽遷都に関する7件の史料をあらためて検討してみよう。

- A 判書雲觀事陳永緒に命じて、地を南京に相わしむ。〔『高麗史』卷39、世家39、恭愍王5年6月丁丑〔28日〕条〕
 うらな
 B 人の挈家出城するを禁ず。地を南京に相いてより人心動搖し、負戴して南行する者、市に歸するが如し。故に之を禁ず。〔同書卷39、世家39、恭愍王5年7月壬午〔4日〕条〕
- C 南京の宮闕を修葺す。〔同書卷39、世家39、恭愍王5年12月丙寅〔9日〕条〕
- D 王、奉恩寺に如き、太祖の眞殿に謁して漢陽に遷都するをトす。王、珏（=一対の玉）を探りて靜字を得。〔同書卷39、世家39、恭愍王6年春正月壬辰〔17日〕条〕
- E 更に李齊賢に命じて之をトせしめ、動字を得。王、喜びて曰く、卿禋祀して吉トを得たり。實に予が心に副うと。〔同書卷39、世家39、恭愍王6年春正月癸卯〔28日〕条〕
- F 南京の宮闕を營むを以て、楊廣道今年の屯田を除く。〔同書卷39、世家39、恭愍王6年春正月甲辰〔29日〕条〕
- G 李齊賢に命じて宅を漢陽に相い、宮闕を築かしむ。〔同書卷39、世家39、恭愍王6年2月己酉〔4日〕条〕

恭愍王5年6月28日に恭愍王は急遽、天文・暦数のほか風水地理を管掌する書雲觀の長官陳永緒に、遷都予定地として南京（漢陽）¹¹の相地を命じた（史料A）。陳永緒は「奇轍を誅せし功臣」二等に録勳される有功者であり¹²、恭愍王が推進する政治改革の延長線上にこの漢陽相地があったことは容易に読み取れよう。また、当時の国際環境に照らせば「遷都」ではなく、むしろ「避難」という性格がつよい〔李益柱2006, p.290〕。漢陽遷都の風聞に接した開京の人民は動搖し、一家を率いて南を目指す者が続出したため、高麗政府はこれを禁じたという（史料B）。その後半年間、漢陽遷都をめぐる高麗政府内の動向は不明ながら、年末には漢陽の宮闕を修築させた（史料C）。「南京の宮闕」とは、肅宗9年（1104）に完成していた延興殿一帯（いまの景福宮と青瓦台の一帯）ではなかったかと

8 たとえば〔池内1963, pp.185-186〕〔北村1964, pp.53-55〕〔閔賢九1989, pp.72-75〕〔同1992, pp.237-248〕〔金基徳1994, pp.498-499〕、参照。

9 〔『高麗史』卷39、世家39、恭愍王5年6月乙亥（26日）条〕。

10 〔『高麗史』卷39、世家39、恭愍王5年6月癸亥（14日）・乙亥（26日）条〕。

11 恭愍王代の『高麗史』には漢陽と南京が混用され、その使用に一貫性がないことは〔羅恪淳2002, pp.110-111〕に指摘されている。

12 〔『高麗史』卷39、世家39、恭愍王8年6月丁亥（26日）条、南陽侯洪彦博（恭愍王の外戚）以下、20名の「誅奇轍功臣」については〔閔賢九1968, pp.51-54〕〔同1994〕、参照。恭愍王は軍事行動に出る日時を陳永緒に諮詢したと推測されている〔同1994, p.924〕。〕

推測されている〔羅恪淳1997, pp.113-114〕¹³。この年10月に恭愍王は政堂文学（門下府の從2品）李仁復を元に派遣して高麗国内の政治改革を一方的に通告し、元との形式的な事大関係は維持している〔池内1963, pp.190-194〕〔閔賢九1992, pp.247-248〕〔金順子2007, pp.41-43〕。

明けて恭愍王6年正月になると、恭愍王は太祖王建（918～943年）の願堂である奉恩寺（光宗2年〔951〕創建）¹⁴に行幸し、太祖の肖像を奉安する真殿に拝謁のうえ漢陽遷都を占った（史料D）。「静」字を得た、というのは不吉・不可を意味するのであろう。ここに恭愍王による漢陽遷都は挫折したかにみえた。しかし、恭愍王はこれに満足しなかったとみえ、その10日後に宰相の門下侍中李齊賢に命じて再度占ったところ、「動」字を得たという（史料E）。「實に予が心に副う」と恭愍王が歓喜したごとく、漢陽遷都の結果は吉と出た。かつて太祖王建が定めた都城を開京から他所に移すには、その正当性を文武官僚に周知すべく創始者王建の許可を必要としたに相違ない¹⁵。翌日、恭愍王は新宮闈造営の負担を考慮して南京周辺の楊広道については屯田を特別に解除し（史料F）、2月上旬にやはり李齊賢に命じて本格的に宮闈の造営に着手せしめた（史料G）。ところが、史料Gに対応する『高麗史節要』では、

H 李齊賢に命じて宅を漢陽に相い、宮闈を築かしむ。開城尹致仕尹澤上言す、妙清、仁廟を惑わし、幾ど國を覆すに至る。厥れ鑑みるに遠からず。矧んや今、四境に虞いあるも、兵を訓え士を養うは、猶お懼らくは給らざるがごとし。工を興し衆を勞しむれば、恐らくは本根を傷つけんと。（『高麗史節要』卷26、恭愍王6年2月条）

と、李齊賢の漢陽相宅につづけて前開城尹尹澤の新都建設に反対する上疏を記す¹⁶。となれば、政府内で漢陽遷都反対論が表面化したのは、恭愍王6年2月であったと思われる。そのうえ、漢陽遷都の責任者と思しき李齊賢は老齢を理由にこの年5月に71歳で辞職し、翌7年9月になると司天台（のち書雲觀）の陳永緒らに遷都地の候補として内陸の山間地にある遂安と谷州（いずれも黃海道）の相地が命じられている¹⁷ことから、漢陽遷都は政府内で再検討されていたに相違ない。それゆえ、恭愍王5年6月以後、漢陽宮闈の修築は「3年7ヶ月という長久の歳月を要する大役事であったが、恭愍王8年からの紅巾賊侵略

13 のち朝鮮太祖3年（1394）の漢陽遷都の際に、「(判門下府事權) 仲和等、前朝肅王の時營む所の宮闈舊址は狹隘なるを以て、更に其の南亥山を相いて主と爲す」とある（『太祖実録』卷6、3年9月丙午〔9日〕条）。ただし、ここには「恭愍王の時營む所」と記されていないことから、李丙燾氏は高宗代（1213～59年）のいわゆる南京仮闈があった昌慶宮内と推定する〔李丙燾1980, pp.307-308〕。

14 高麗国王による奉恩寺行幸と謁祖真儀については〔奥村2003〕〔同2004〕〔同2007〕に詳しい。

15 後日、紅巾軍の侵攻により恭愍王は福州（慶尚道安東）に播遷した（恭愍王10年12月）が、紅巾軍平定後に恭愍王は開泰寺（太祖23年〔940〕創建、忠清道連山）の太祖真殿に江華遷都ならばに開京還都を占つたこともある。「命僉議評理李仁復詣開泰寺太祖真殿、卜遷都江華、不吉、乃止」「王在清州、遣三司右使李仁復、詣開泰寺太祖真殿、卜還都、吉」（『高麗史』卷40、世家40、恭愍王11年8月庚戌〔9月4日〕・12年春正月壬寅朔条）。この間の事情は〔李丙燾1980, pp.311-312〕、参照。

16 尹澤の漢陽宮闈反対上疏は墓誌銘にも残る。『東文選』（1478年、朝鮮成宗9）卷127、墓誌、栗亭先生尹文貞公澤墓誌銘并序（李穡撰）。

17 「李齊賢上箋請老、遂致仕」「命同知樞密院事柳淑・判司天臺事陳永緒・于必興、相都于遂安・谷州」（『高麗史』卷39、世家39、恭愍王6年5月乙酉〔11日〕・7年9月丁酉朔条）。朴敬子氏は李齊賢の辞職に注目し、ここに漢陽遷都計画は一時中断されたとみる〔朴敬子2000, p.273〕〔同2005, p.139〕が、のち遂安と谷州が遷都候補地として浮上することは捨象している。

で霧散してしまった」とする李相瑄氏の見解〔李相瑄1998, p.286〕は、にわかに首肯しがたい。恭愍王7年9月の遂安と谷州の相地をもって「漢陽遷都が事実上放棄された」とする李益柱氏の見解〔李益柱2006, p.288〕が、より合理的な判断であろう。また、漢陽遷都が頓挫したのは紅巾軍の侵入ではなく、むしろ恭愍王7年頃より活発化した倭寇の影響であろう¹⁸。

結果的に漢陽遷都は挫折したとはいえ、遷都の手続きとして太祖王建の願堂奉恩寺にてその吉凶を占い、そのうえで宮闈の造営に取りかかったところは注目してよからう。遷都是国王主導のもと実行に移され、その大事業には高麗王朝の創業者である王建の許可という正当性が必要とされたからである。

では、恭愍王は普愚の讒説に惑わされて漢陽に宮闈を築いた、と単純に考えてよいのであろうか。そもそも普愚が漢陽遷都を主張した時期は史料上、明確ではなく、その時期をめぐっては研究者により意見が異なる。本節の冒頭に述べたように、たとえば李相瑄氏は普愚の漢陽遷都奏請を恭愍王5年6月と推定し、張志連・羅恪淳の両氏も漢陽遷都の契機を普愚の建議に求めた〔李相瑄1998, p.284〕〔張志連2000, p.6〕〔羅恪淳2002, p.122〕。崔惠淑氏はその時期の断定を回避しつつも、普愚の故郷に近い漢陽に遷都することにより政治的立場を強化しようとしたとみる李相瑄氏に対し、「あらたな角度から考察した論攷として説得力がある」と評価する〔崔惠淑2004, pp.140-143〕。漢陽遷都の推進を恭愍王による反元改革政治の一環とみる朴敬子氏の場合はやや幅を持たせ、奇氏を排除した恭愍王5年5月以降、陳永緒に漢陽相地を命じた6月下旬以前と推定した〔朴敬子2005, pp.137-138〕。ごく最近では張志連が普愚の生涯を叙述した「圓証國師行狀」¹⁹に注目して

18 たとえば遂安と谷州の相地以前に、『高麗史』卷39、世家39、恭愍王7年8月辛丑（辛卯25日）条には「倭、仁州に寇す」とみえ、漢陽に近い仁州（仁川）が襲われたところに張志連氏は注目する〔張志連2010, pp.157-158〕。

19 『太古和尚語錄』（『韓國歴代文集叢書』25、景仁文化社、ソウル、1993年6月影印、所収）附録、高麗國國師圓証行狀（門人維昌撰）に「(前略) 四月二十四日、封爲王師，是日、久旱而雨、玄陵（=恭愍王）大悅曰、王師雨、翰林皆獻賀章、師不有、歸之上、不數日、有敕、立府於廣明寺、曰圓融、置僚屬、長官正三品、以金玉器之、百用俱備、是時、洪州登爲牧、蓋旌尊德之至也、（中略）玄陵曰、爲國如何、師曰、（中略）王氣在此都、以復古初全盛之時、難矣哉、若南遷漢陽、行向所陳之言、自然化孚六合、澤被萬靈矣、玄陵曰、大哉言乎、勅戒左右、從而行之、不幸諫諆聞作、師之志未滿、唯縊林鬱鬱耳、其扶宗教贊王化、之名之實如是、丁酉二月、師知幾如神、作偈乞骸、宸衷益懇、師抽身入小雪山、玄陵知師志、送法服・印章于師所、（中略）洪武十六年癸亥（=禱王9年、1383）十月日謹狀」とある。「若し漢陽に南遷し、向に陳ぶる所の言を行わば、自然づから化は六合を孕み、澤は萬靈に被らん」とは普愚の漢陽遷都論であり、「不幸にして諫諆（=姦言）間ま作き、師の志未だ満たされず、唯だ縊林（=寺院）鬱鬱たるのみ」とは尹澤をはじめとする反対論により、普愚の漢陽遷都論が挫折したことを意味するであろう。『高麗史』『高麗史節要』のほか金石文（後掲註22、参照）にもみえない独自の史料であり、普愚の思想を反映した興味深い行状ではあるが、金成煥編『韓國歴代文集叢書目録索引I』（景仁文化社、ソウル、2000年5月）p.15によれば、この『太古和尚語錄』は「日帝強占期」の近代活字本であって、古活字本の存在は未詳である。底本となった近代活字本は東国大学校仏教文化研究所編『韓國仏書解題辞典』（国書刊行会、1982年8月）p.137にいう、李鍾郁編『太古集』（月精寺普濟社、1940年）であろう。

高麗末・朝鮮初の文臣李崇仁による「大古語錄序」（『東文選』卷88、序）が伝わることから、『太古語錄』は遅くとも15世紀後半にはすでに存在していたであろう。ただし、その「附録」として巻末に収録された行状が14世紀末より何ら省略・脚色されることなく伝來した、と断じるにはいささか躊躇される。たとえば、行状では「四月二十四日」に恭愍王が普愚を国師に任命し、「数日ならずして」圓融府を設置したとするが、『高麗史』はいずれも4月23日に立項する（『高麗史』卷39、世家39、恭愍王5年4月癸酉〔23日〕条）。ついで行状では、「是の時」洪州

自説を微調整し、普愚の建議は彼が王師に任命された恭愍王5年4月であったと主張した〔張志連2010, pp.153-157〕。しかし、李丙燾氏は朝鮮成宗15年（1484）に成立した『東国通鑑』の恭愍王6年2月条に「李齊賢に命じて宅を漢陽に相い、宮闈を築かしむ。僧普愚、讖説を以て王に説きて曰く、漢陽に都せば則ち三十六國朝すと。王、其の説に惑う。故に是の命あり」とある²⁰ところに注目し、普愚の建議により恭愍王は李齊賢に漢陽相宅の命を下したと判断した〔李丙燾1980, p.308〕。また、李益柱氏はその時期をさらに時期を絞り込み、普愚の主張は遷都準備が一時中断していた恭愍王6年正月下旬頃である可能性が高く、これを契機に正月末に漢陽宮闈の築造へ方向転換したという〔李益柱2006, p.287〕。李益柱氏の解釈は、恭愍王の占卜（史料D）→普愚の建議→李齊賢による再度の占卜（史料E）→漢陽宮闈の築造（史料F G），ということであろう。なるほど、恭愍王5年12月には漢陽の「宮闈を修葺す」（史料C）とあったのが、翌年の恭愍王6年2月になると漢陽宮闈を「營む」（史料F）あるいは「築かしむ」（史料G）と、その工事規模が拡大しているかにみえる。ただ、恭愍王はこの年正月15日に普愚を王宮の内殿に招いて黄金50両・金線1匹を下賜している²¹ことから、このとき普愚が漢陽遷都を建議した可能性も想定される。つまり、普愚の建議は恭愍王6年正月下旬ではなく、正月中旬ではなかったかと思われる。正月15日に内殿に招かれた普愚は恭愍王に漢陽遷都を説き、恭愍王は奉恩寺にて占卜したところ不吉と出たため、李齊賢に再度占卜を命じて吉と出た、と考えるのが整合的ではあるまいか。しかし、尹澤をはじめとする政府内の反対により、恭愍王主導の漢陽遷都是挫折したのである（史料H）。そして普愚はこの年恭愍王6年に王師を辞し、開京の広明寺を離れて楊根県（もと迷原莊、楊廣道広州牧楊根縣）の小雪山に遁れた²²。

以上のように、当時の国際環境を勘案すれば、恭愍王5年6月の漢陽遷都是反元政策の

が牧に昇格したという。たしかに『高麗史』地理志には「恭愍王五年、王師普愚の内郷を以て陞せて牧と爲す」とある（同書卷56、地理志1、楊廣道洪州）が、行状にいう「是の時」が4月24日以降のいつなのは特定できまい。恭愍王が「國を爲むること如何」と普愚に諮詢したのは、その後のことである。また、普愚の國師任命後、恭愍王は4月28日に普愚を延慶宮に迎え入れ、また5月6日の恭愍王の誕日にも普愚を内殿に迎えている（『高麗史』卷39、世家39、恭愍王5年4月戊寅〔28日〕・5月乙酉〔6日〕条）が、この両日の接觸については行状に何ら記録がない。さらに、この行状はつとに李能和氏が引用した〔李能和1918, pp.195-205〕が、両者には文字の異同が散見する。普愚の建議が恭愍王5年4月の國師任命以後、翌年2月の隠遁以前であろうことはほぼ疑いないが、恭愍王5年4月と限定するにはなお慎重を期したい。

20 「命李齊賢、相宅于漢陽、築宮闈、僧普愚以讖説王曰、都漢陽則三十六國朝、王惑其説、故有是命、開城尹致仕尹澤上言、妙惑仁廟、幾至覆國、厥鑑不遠、矧今四境有虞、訓兵養士、猶懼不給、興工勞衆、恐傷本根」（『東国通鑑』卷46、高麗紀、恭愍王6年〔元至正17年〕2月条）。

21 「王邀王師普愚于内殿、賜黃金五十兩・金線一匹」（『高麗史』卷39、世家39、恭愍王6年春正月庚寅〔15日〕条）。俞瑩淑氏は、この記録は恭愍王の改革政治がひとまず成功したことに対する褒賞であったと推測したうえで、その直後に恭愍王が漢陽遷都を実践に移したところに注目する。ただし、普愚の漢陽遷都の建議時期については門人維昌による行状を根拠に、恭愍王5年4月と判断している〔俞瑩淑1990, pp.170-173〕。なお、『太古和尚語錄』卷上、上堂十六則には「至正十七年丁酉正月十五日、王宮鎮兵上堂」に始まる普愚の説法が収録されており、この日は王宮にて鎮兵法会が催されたという〔崔炳憲1986, pp.108-109〕〔俞瑩淑1990, p.148〕。

22 朝鮮総督府編『朝鮮金石總覽』上（朝鮮総督府、京城、1919年3月）、183、楊州太古寺圓証國師塔碑（李穡撰）、および許興植編『韓國金石全文』（亞細亞文化社、ソウル、1984年2月）中世下、542、太古寺圓証國師塔碑（李穡撰）に「(前略)丙申(=恭愍王5年)三月、請師說法于奉恩寺、禪・教俱集、玄陵親臨、(中略)四月二十四日、封爲王師、立府曰圓融、置僚屬、長官正三品、尊崇之至也、留居廣明寺、明年辭位不允、師夜遁、玄陵知師志不可奪、悉送法服・印章于師所、(後略)」とある。

一環として推進された事業であった、と判断して差し支えあるまい²³。通常、恭愍王は正朝を迎えると文武百官を率い、開京の王宮ではなく西小門外の征東行省²⁴にて賀正礼を挙行していたが、「至正」の年号を廃止した翌6年正朝の場合、元の干渉拠点となっていた征東行省に出向いて事大を表明することはなかった〔桑野2004, pp.72-73〕。その後、高麗政府は元との事大関係を完全に断ち切ることはできなかったが、恭愍王21年11月冬至に開京の王宮にて実施された対明遙拝儀礼（望闕礼）は、恭愍王による反元政策の最たるものといえよう〔桑野2004, pp.75-76〕。

(2) 恭愍王9年の白岳遷都

次に恭愍王代の第2期の遷都論、すなわち恭愍王9年（1360）の白岳遷都について検討してみたい。左蘇の白岳山には明宗4年（1174）に右蘇の白馬山（現、京畿道開豊郡）、北蘇の箕達山（現、黃海道新溪郡）とともに国家の業基を延長すべく離宮として延基宮闈が創建され、高宗4年（1217）には仮闈を造営、のち禥王4年（1378）にも左蘇宮が造営されるなど、高麗の歴代王室が重視した地域である〔李丙燾1980, pp.310-311〕²⁵。かの檀君伝説では王都阿斯達について「或いは開城の東に在りという。今の白岳宮、是れなり」とされ²⁶、白岳は朝鮮の開國神である檀君ゆかりの「聖地」のひとつであった〔李丙燾1980, pp.257-258〕〔金成煥2002, pp.184-185〕〔張志連2010, pp.160-161〕。

張志連氏は、恭愍王9年に挙論された白岳遷都の外的要因として前年12月に発生した紅巾軍の侵入をあげ、「1360年（恭愍王9）に第1次紅巾軍の侵入が一段落したのち、7月には三蘇のうち左蘇であった白岳への遷都を論議し、11月に白岳の新宮にしばらく移御した」とその過程を簡潔に整理した〔張志連2000, p.6〕。一方、羅恪淳氏は恭愍王代における倭寇と紅巾軍の侵入を当時の時代背景としてごく簡単に触れてはいる〔羅恪淳2002, p.120〕が、具体的に高麗政府内の遷都論といいかに関わるのかについては等閑視されている。

-
- 23 恭愍王代の反元運動に関しては豊かな研究蓄積があるにもかかわらず、恭愍王5年の漢陽遷都計画に言及した論文は少ない。わずかに閔賢九氏が「強力な王権を確立し、あらたな王朝の中興の場をしつらえるのが緊要であるという立場から取られた政策であった」と評価する〔閔賢九1992, p.245〕。
- 24 征東行省の官衙は朝鮮太祖2年（1393）に太平館として明使の宿所にあてられた。『新增東国輿地勝覽』（中宗25年、1530）巻4、開城府上、宮室条には「太平館，在本司西、高麗時爲征東省、今爲使華止宿之所」とあり、その所在地に関しては「本司の西に在り」と説明するにすぎないが、後代の地理書であれば、英祖（1724～76年）命編『輿地図書』（国史編纂委員会、ソウル、1973年12月影印）上、所収の『松都誌』巻3、官舎に「太平館〔西小門外〕、高麗時爲征東省、元世祖征日本時所作、今爲使華止宿之所」とあり、また同書所収の「松都城内図」では西小門外の西北に「太平館」と記す。
- 25 『世宗実録』巻148、地理志、京畿臨津県条、宮城舊址の項に「在縣北五里白岳山南、周回七百二十七步、恭愍王己亥（＝恭愍王8年、1359）始創、辛丑（＝恭愍王10年）紅頭之亂、圮毀都盡、至今號爲新京」とある。また『新增東国輿地勝覽』巻12、京畿長湍都護府、山川条、白岳の項に「在臨津縣北、高麗以豐德白馬山爲右蘇、以白岳爲左蘇」とあり、これにつづけて「恭愍王九年、欲遷都南京、卜于太廟不吉、不果遷、於是親幸此山相地、山南營宮闈、周七百二十七步、時人謂之新宮」と、恭愍王9年の白岳遷都論を略述する。離宮としての北蘇白岳の位置とその經營は〔李丙燾1980, pp.256-261, p.282, pp.326-328〕に詳しい。なお右蘇白馬山の位置に関して、張志連氏は左右の概念からすれば礼成江の向かい側にある白馬山がより正確であろうと推測する〔張志連2000, p.8〕。
- 26 「魏書云、乃往二千載、有壇君王儉、立都阿斯達〔經云無葉山、亦云白岳，在白州地、或云在開城東、今白岳宮是〕、開國號朝鮮、與高同時、（後略）」（『三国遺事』紀異巻1、古朝鮮〔王俟朝鮮〕条）。

そこで、いま少し具体的な推移を『高麗史』の記録にみてみよう。

I 白岳に幸し、遷都の地を相い観る。白岳は臨津縣の北五里に在り。（『高麗史』卷39，世家39，恭愍王9年秋7月乙卯朔条）

J 始めて白岳の宮闈を營む。是より先、都を南京に遷さんと欲し、前漢陽尹李安を遣わして其の城闈を修せしめしに、民甚だ之を苦しむ。太廟にトせしむれば吉ならず。又た是の役を興す。時の人、之を新京と謂う。（同書卷39、世家39、恭愍王9年秋7月辛未〔17日〕条）

K 白岳の新宮に移御す。（同書卷39、世家39、恭愍王9年11月辛酉〔8日〕条）

L 教して曰く、予、踐位より以來、天を畏れ民を愛す。祖訓に是れ式り、治を願うの心、常に衷に切む。屬時に艱多く、澤は下に究まるなし。干戈迭に興き、災異屢しば見わる。予、此れが爲め懼れ、道説の言を用いて手に斯の原を胥る。蓋し將に大命を無窮に續けんとするなり。（後略）（同書卷39、世家39、恭愍王10年2月辛卯〔9日〕条）

M 王及び公主、太妃を奉じて白岳より至る。（同書卷39、世家39、恭愍王10年3月丁巳〔6日〕条）

恭愍王9年7月の史料I Jでは白岳「遷都」を決定した事情は記されていない。ただ、事前に恭愍王が白岳に行幸して視察している（史料I）ことから、「遷都」が国王の意志であったことは疑いない。その翌月、恭愍王が王妃（魯國大長公主）とともに臨津縣の昌和寺に移御した²⁷のは、あるいは白岳の宮闈造営を視察するためであったのかも知れない。白岳「遷都」後の教書に「于に斯の原を胥る」（『詩經』大雅、公劉篇）というのは「そこでこの平原を視察した」の意であって²⁸、恭愍王は戦禍と災変を避けるべく開京から白岳に移ったものと推測される（史料L）。かつて南京（漢陽）遷都を計画して都城の修築を命じたところ民はこれに苦しみ、また太廟²⁹では不吉と出ため、遷都を見送ったという（史料J）。そこで、三京のひとつ漢陽にかわる候補として白岳が浮上し、白岳を「新京」として宮闈の造営に着手したのである。当時の宰相のなかには漢陽の宮室を破壊して白岳に移営すべしとの意見もあったが、民百姓の疲弊を考慮して漢陽宮室の破壊は免れた³⁰。この年正月、漢陽では城門修築中に凍死者が続出していたことも事実で

27 「王及公主、移御昌和寺」（『高麗史』卷39、世家39、恭愍王9年8月己丑〔5日〕条）。昌和寺の沿革は不明ながら、朝鮮太宗7年（1417）に摠南宗（のち禪宗に吸収）の名刹のひとつとして「臨津の昌和寺」とみえる（『太宗実錄』卷14、7年12月辛巳〔2日〕条）。『新增東国輿地勝覽』卷12、京畿長湍都護府、佛宇条に「昌化寺〔在都羅山〕」とあるのがそれであろう。「和」と「化」は朝鮮音語「hwa」で音通する。

28 崔惠淑氏は史料Lのこの箇所を「この平原を都邑の地と定め」たと拡大解釈のうえ、巡幸ではなく遷都であったとする（同2004, p.274）。また朴敬子氏は断片的な史料Kを根拠に、新宮まで建設したこと、国王の巡幸であれば巡幸と記録するはずとして、「遷都とみるのが正しいと考える」という（同2005, p.274）。

29 徐兢『宣和奉使高麗図經』（宋宣和6年、1124）卷17、祠宇に「其の祖廟は國の東門の外に在り」とみえるごとく、高麗の太廟は羅城外にあった。なお、『新增東国輿地勝覽』卷5、開城府下、古蹟条には「大廟〔高麗大廟古基、在花園東〕」とみえ、太廟推定地は羅城内にもう1箇所ある。太廟の発掘調査が行われていないため確実ではないが、羅城内の太廟址は江華より開京への還都（元宗11年、1270）後、太廟の完成（元宗13年）まで一時的に神主を奉安したことに始まるという（張志連2002a, pp.68-71）。

30 「（前略）宰相欲壞南京宮室、移營白岳、先致將行、奏曰、前營南京、人畜疲弊、今復壞之、恐百姓觖望、王驚曰、予實不知、乃宰相自爲耳、即命勿壞、（後略）」（『高麗史』卷114、列伝27、諸臣、金先致）。

ある³¹。前年の恭愍王8年12月下旬には北方の西京（平壤）が紅巾軍の侵攻により陥落していた〔李慶喜1993, pp.48-49〕〔末松1996, p.130〕から、恭愍王は南方の漢陽を遷都地（事実上は避難先）として考えていたに相違ない³²。白岳への「移御」（史料K）から逆算すれば、「新宮」の造営には約4ヶ月を要している。朝鮮開創直後の漢城建設の場合、李成桂の遷都から第1次城壁工事の竣工（1396年9月）まででさえ3年弱の期間を要した³³ことを想起すれば、当時の「新京」建設はきわめて短期間のうちに済ませたとみるほかない。おそらく、明宗4年に創建された延基宮闕につづき、高宗4年に造営された仮闕の一帯を重修したのではないかと考えられる。もちろん、白岳「遷都」とはいえ、4ヶ月後の翌10年3月に恭愍王は王妃・太妃とともに開京に戻っている（史料M）ことから、張志連氏が指摘したとおり「移御」と判断すべきであろう。恭愍王10年に政堂文学をもって致仕した尹澤が、「前に既に南京の闕を構え、今又た白岳の宮を營むに、民何を以て堪えん」と恭愍王を諫めた³⁴ように、儒者官僚が民弊を慮っていたことも影響したに相違ない。

では、なぜ恭愍王は白岳に「新宮」を經營して「移御」したのであろうか。李丙燾氏は恭愍王の教書（史料L）に注目し、恭愍王9年の白岳「遷都」は「もとより政治的な遷都というべきものではなく、また特に白岳（左蘇）の地を選択するようになったのは伝来の道説秘記類の説に拠ったものであろう」といい、讖緯説の立場にある〔李丙燾1980, p.311〕。しかし、今回は事前に奉恩寺の太祖真殿、あるいは太廟にて白岳「遷都」の吉凶を占うことはなかったとはいえ、この教書のなかで恭愍王は太祖の「祖訓」³⁵を持ち出しており、遷都の政治性を否定することはできまい。張志連氏は、白岳長湍が太祖遊幸の地であって、民間にはその徳を称える歌曲が伝わる³⁶ことから、恭愍王代に太祖と長湍の関係を顕彰する動きがあったという〔張志連2010, p.160〕。興味深い指摘ではあるが、恭愍王が長湍の石壁に遊覧して伎楽を楽しんだのは恭愍王20のことであり³⁷、恭愍王9年の白

31 「ト遷都于太廟、不吉、時修漢陽城闕、人多凍死」（『高麗史』卷39、世家39、恭愍王9年春正月丙辰〔28日〕条）。本文史料Jの下線部に相当することはいうまでもない。

32 『高麗史』卷39、世家39、恭愍王9年春正月癸卯（15日）条には「御史臺に命じて百官を會し、兵仗・僕從・鞍馬・芻糧を具え、毬庭に宿衛せしむること數旬、以て倉卒賊を避くるの行に擬す。又た王、公主と與に夜、後苑に出で騎馬を習う。王、性、騎を喜ばず、宗廟・朝會の事に非ざれば、未だ嘗て房闥（＝宮中）を出でず、故に馬に跨るを怯ゆ」とあり、恭愍王は紅巾軍の侵攻に備えて王妃とともに後苑にて乗馬の訓練をしていた。この点は〔李慶喜1993, pp.49-50〕に指摘がある。

33 たとえば〔申栄勲1985, pp.20-28〕の表「太祖廟の漢陽建設日誌（事業早見表）」、〔吉田2009a, p.20〕の表1「漢城建設略年表」、参照。

34 「（恭愍王）十年、加政堂文學致仕、言曰、（中略）又曰、近來饑饉荐至、加以師旅、民病極矣、前既構南京之闕、今又營白岳之宮、民何以堪、（後略）」（『高麗史』卷106、列伝19、諸臣、尹譲〔附尹澤〕）。

35 太祖が後代の王に遺したとされる「訓要十条」であろう。その第7条には「人君は臣民の心を得るを甚だ難しと爲す。其の心得んと欲せば、要は諫に從い讒を遠ざくるに在るのみ」云々とあり、「自ら民心を得て、國富み民安んず」べきことを説く（『高麗史』卷2、世家2、太祖26年夏4月条）。

36 「長湍渡〔兩岸青石壁立數十里、望之如畫、世傳、太祖遊幸之地、民間尚傳其歌曲〕」（『高麗史』卷56、地理志1、王京開城府、長湍県）。「太祖巡省民風、補助不給、與民同樂、民思其德、久而不忘、後王遊長湍、工人歌祖聖之德、因以頌禱而規戒之」（同書卷71、樂志2、俗樂、長湍）。

37 「幸長湍、謁靖陵、命大將軍李和率工人乘舟、中流奏伎樂、王觀之樂焉、（後略）」「王乘舟、張女樂、遊觀石壁」（『高麗史』卷43、世家43、恭愍王20年閏3月庚午〔17日〕・壬申〔19日〕条）。この記録は先の歌曲（前掲註36、参照）とあわせ、『新增東國輿地勝覽』卷12、京畿長湍都護府、山川条、長湍渡の項にもみえる。

岳「遷都」と関連づけるのはいささか性急であろう。いわゆる「訓要十条」の第5条には西京を重視して「宜しく四仲に當たりて巡駐し、留過百日、以て安寧を致せよ」とある³⁸ことから、恭愍王にとっては今回の白岳「遷都」は巡駐であり、いずれ白岳を離れて開京へ戻るための伏線として「祖訓」を持ち出したものと考えられる。恭愍王の開京還都是これより1ヶ月後である（史料M）。

同じくこの教書に注目した朴敬子氏は「内憂外患の総体的難局を克服せんとする恭愍王の強力な改革意志を読み取ることができる」とい〔朴敬子2000, p.274〕、また崔惠淑氏は「遷都の動機は政治的・軍事的な目的とともに、風水図識思想を拠り所としたことがもっとも大きな理由とみえる」と述べた〔崔惠淑2004, p.138〕が、「内憂外患の総体的難局」「政治的・軍事的な目的」については具体性を欠く³⁹。一方、張志連氏が「遷都」の外的要因として紅巾軍の侵入をあげたことはすでに述べたが、当時の情勢として張志連氏はさらに恭愍王9年閏5月に発生した倭寇の江華島侵入を提示する〔張志連2000, p.44〕。たしかに『高麗史』には「倭、江華に寇して三百餘人を殺し、米四萬餘石を掠す」とみえる⁴⁰が、恭愍王代に倭寇が江華島に侵入したのは、これがはじめてではない。恭愍王が即位したのは、「倭寇の侵すは、此れより始まる」と後世ながら記憶にとどめられた、いわゆる「庚寅（＝忠定王2年、1350）の倭寇」⁴¹の翌年であった。恭愍王元年3月に賊船20艘が京畿西海方面に出現するや、『高麗史』は「婦女、街を闖りて痛哭し、都城大いに駭く」と、都城開京の動搖を記録に残す⁴²。恭愍王4年4月には倭寇が全羅道にて漕船200艘余りを襲い⁴³、さらに恭愍王6年5月になると「倭、喬桐に寇し、京城戒嚴す」とみえる⁴⁴ごとく、倭寇が江華島西北に浮かぶ喬桐島に迫るや、開京は厳戒体制となった。紅巾軍と倭寇を防禦する軍事司令官として誅奇轍二等功臣金得培が西北面紅頭軍倭賊防禦都指揮使に任じられたのは、それから3ヶ月後のことである⁴⁵。

開京の動搖はさらにつづいた。恭愍王6年9月に倭寇はまたもや開京に迫った。『高麗

38 「御内殿、召大臣朴述希、親授訓要曰、（中略）其五曰、朕賴三韓山川陰佑、以成大業、西京水德調順、爲我國地脈之根本、大業萬代之地、宜當四仲巡駐、留過百日、以致安寧、（後略）」（『高麗史』卷2、世家2、太祖26年夏4月条）。

39 のち朴敬子氏は、「高麗末期に継続する倭寇の侵略に備え、その被害から遁れるために遷都という方法を選んだのではないかと推定してみることもできる」と、倭寇と遷都との関連性を示唆した〔朴敬子2005, p.141〕。

40 「倭寇江華、殺三百餘人、掠米四萬餘石、有沈夢龍者、斬倭十三級、竟死於賊」（『高麗史』卷39、世家39、恭愍王9年閏5月丙辰朔条）。さらにこの月中旬の記録には「倭焚喬桐縣」とある（同書卷39、世家39、恭愍王9年閏5月癸酉〔18日〕条）。

41 『高麗史』卷37、世家37、忠定王2年2月条。周知のように「庚寅の倭寇」については〔田中1959, p.3〕〔田村1967, p.33〕など、中世日朝関係史研究では多くの論者が取りあげている。

42 『高麗史』卷38、世家38、恭愍王元年3月癸丑（9日）・己未（15日）条。これは倭寇が最初に王都開京に迫った最初の事例である。以後、開京が毎年のように倭寇の侵入に脅かされたことは、簡潔ながら〔田村1967, p.40〕〔閔2010, p.83〕などに指摘されている。

43 『高麗史』卷38、世家38、恭愍王4年4月辛巳（25日）条。高麗末期に倭寇が朝鮮半島沿岸各地の漕船と漕倉を攻撃対象としたため、高麗政府は輸送拠点である漕倉を内陸部へ移設し、また輸送ルートを陸路経由に転換するなど対応策を講じていた〔田村1967, p.40〕〔北村1979, pp.434-437〕〔六反田1993, pp.91-92〕。

44 『高麗史』卷39、世家39、恭愍王6年5月戊子（14日）条。

45 『高麗史』卷39、世家39、恭愍王6年8月丁巳（15日）条。金得培はのち崔瑩・李成桂らとともに紅巾軍の鎮圧に功績をあげたが、恭愍王11年3月、政敵により肅清された〔閔賢九1994, p.921〕〔ロビンソン2007, pp.154-159〕。

史』には「倭、昇天府の興天寺に入り、忠宣王及び韓國公主の眞を取りて去る」とみえ⁴⁶、高麗王室では衝撃が走ったに相違ない。昇天府（もと開城の属県、のち京畿豊徳郡）の興天寺に安置されていた祖父忠宣王（1298年1月～8月、復位1308～13年）とその王妃（薦国大長公主）の肖像画が、倭寇によって略奪されたからである。開京に近い喬桐島はその後も倭寇の侵略にさらされ、戦意喪失した上将军と将軍が獄につながれたこともある⁴⁷。明けて恭愍王7年3月に開京では羅城修築の命が下り、5月の記録に「倭、喬桐を焚く。京城戒嚴し、坊里の丁を發して戰卒と爲す」とみえるごとく、開京五部の坊里の壯丁が兵卒として徵発された⁴⁸。ついで恭愍王8年5月、倭寇がいよいよ開京の西郊を流れる礼成江（西江ともいう）に出現するや、恭愍王は倭寇擊退を太廟に祈ることとなる⁴⁹。そして倭寇は恭愍王9年5月に楊廣道の牙山湾南岸地域を襲った。『高麗史』によれば、「倭、楊廣道の平澤・牙州・新平等の縣に寇す。又た龍城等の十餘縣を焚く。京城戒嚴す」とみえ、倭寇の開京接近により「京城戒嚴す」と記録されたのは恭愍王即位以来、少なくともこれで3度目である。そのうえ、開京坊里の壯丁が徵発されただけでなく文武百官まで動員されており、厳戒態勢にあった開京の様子をよく伝える⁵⁰。

こうした一連の状況を念頭におけば、倭寇による緊迫状態のなかで恭愍王はまず内陸部の漢陽への遷都を考えたが、都城修築に動員された人民の困苦と太廟での占卜の結果をもふまえたうえで、恭愍王9年7月に漢陽遷都を断念して白岳遷都に方向転換した（史料IJ）、と考えるのが妥当なところであろう。

2. 禇王代の遷都論

(1) 禇王即位後の内地遷都論

禇王代における遷都論の浮上は、つとに李丙燾氏が提示したように禇王元年（1375）8月のことである。『高麗史』には、

N書雲觀言う、近者、天文異を示し、災變屢しば興く。宜しく移御して災を避くべしと。

46 「倭入昇天府興天寺、取忠宣王及韓國公主眞而去」（『高麗史』卷39、世家39、恭愍王6年9月戊戌〔26日〕条）。李穡は「九月十六日、入直し、復た前韵を用う。是の夜、倭賊、興天寺を犯す」と題し、「(前略) 今宵、興天を犯し、吏の報、我が睡りを驚かす。艱虞は上の念ずる所、何を以て聖意を紓めん」と詩を詠んだ（『牧隱藁』〔『影印標点 韓國文集叢刊』3、民族文化推進会、ソウル、1991年4月影印、所収〕卷4、詩藁）。興天寺は事元期の忠宣王後3年（1311）に、忠宣王妃の父である晋王（成宗テムルの長兄）の願利となっていた（同書卷34、世家34、忠宣王後3年9月壬子〔14日〕条）。興天寺の創建とその性格に関しては、さしあたり〔李領2009、pp.128-145〕による。

47 『高麗史』卷39、世家39、恭愍王6年閏9月乙丑（24日）条。

48 「命修京都外城」「倭焚喬桐、京城戒嚴、發坊里丁爲戰卒」（『高麗史』卷39、世家39、恭愍王7年3月・5月辛亥〔14日〕条）。同書卷81、兵志1、五軍、恭愍王7年5月条には「倭焚喬桐、京城戒嚴、（中略）又以城門修理五都監判官等、爲倭賊防禦兵馬判官、各率坊里兵五百人、赴之」とあり、本来は羅城修築のために徵発した坊里兵を倭寇防衛に臨時に投入した〔内藤1961、pp.265-266〕〔細野1998、pp.31-32〕。その羅城修築も「四方に兵起り、饑饉に瘡痍す」との事情から7月に中止された（『高麗史節要』卷27、恭愍王7年7月条）。

49 「倭寇禮成江」「以倭賊充斥、禱于太廟」（『高麗史』卷39、世家39、恭愍王8年5月己亥〔8日〕・丙午〔15日〕条）。

50 「倭寇楊廣道平澤・牙州・新平等縣、又焚龍城等十餘縣、京城戒嚴、（中略）我桓祖（=太祖李成桂の父、李子春）以判軍器監事爲西江兵馬使、發坊里丁爲軍、又令百官助戰」（『高麗史』卷39、世家39、恭愍王9年5月己酉〔23日〕条）。

禍，都を遷さんことを議す。判三司事崔瑩等議して曰く，今大故なし。遽かに舊都を棄つるべからざると，乃ち止む。（『高麗史』卷133，列伝46，辛禡元年8月条）とみえ，禡王即位直後に書雲觀は近年の日食・降雹など天変を理由に移御を上奏した〔李丙燾1980, p.324〕。注意すべきは，当初書雲觀が上奏したのは天災を避けるための移御であって，遷都ではなかった。禡王は移御ではなくこれを遷都に拡大解釈して政府高官に審議を命じたところ，判三司事（三司の從1品。宰相が兼任）崔瑩らは開京を離れるべきではないと反対した。この記録に対応する『高麗史節要』には「遽かに舊都を棄つれば，則ち人心淘淘たらん。輕がるしく動くべからず」とあり，開京を放棄すれば人心の動搖は免れないという⁵¹。そもそも天変災異はさしたる事件ではないと現実的な判断を下した政府内の意見により，書雲觀の遷都論（実際には移御）は具体的な遷都先も検討されないまま却下されたが，遷都をめぐる書雲觀と官僚の対立は後日再燃することになる。

一方，倭寇の活動は禡王代に一時期を画すほどピークに達し，量的のみならず規模も拡大した。そのため高麗政府は禡王元年2月に判典客寺事（賓客の宴享を管掌する典客寺の長官。正3品）羅興儒を，ついで禡王3年9月には前大司成（国子監の長官。正3品）鄭夢周を日本に派遣して禁賊を要請し，これに対して日本側では九州探題今川了俊とその支持者たる豊前守護大内義弘が軍隊を派遣して直接倭寇の禁圧に努め，被虜人を送還することもあった〔中村1965, pp.145-147〕〔田村1967, pp.47-50〕〔岡本2007, pp.129-134〕〔須田2011, pp.43-51〕。その間，禡王3年5月には開京が浜辺に近いことから内地に遷都すべしとの論議が惹起された。

O 京城は海に濱し，倭寇の測らざるを以て，都を内地に遷さんと欲し，耆老尹桓等を會し，動・止の二字を書いて，可否を議せしむ。衆，心に肯ぜずと雖も，後ち變ありて，禍の將に己に及ばんとするを恐れ，皆な動字を占して書名す。唯だ崔瑩のみ否らず。慶復興・瑩等，太祖の眞殿に詣り，之をトして止字を得たり。禡曰く，倭寇密邇す。トに従うべけんやと。政堂文學權仲和を遣わし，宅を鐵原に相わしむ。瑩，之を諫めて，事，遂に寝む。（『高麗史』卷133，列伝46，辛禡3年5月条）

この史料Oも既往の論攷にて注目されてきた〔李丙燾1980, p.325〕〔崔惠淑2004, pp.144-145〕が，いま少し綿密に当時の高麗社会の実状を検討してみたい。まず，倭寇が開京に迫らんとする勢いであったことは事実である。禡王2年10月に倭寇は江華島を襲つて戦艦を焼き払い，この年禡王3年3月にも再度江華島に侵攻して「京城大いに震う」との状況におちり，4月には倭寇が西江（礼成江）に侵入したため崔瑩は兵を率いてこれを退けている⁵²。すでに開京では「倭，將に都城に寇せんとす」，あるいは「賊，先に松嶽に登らんと欲す」との流言蜚語も飛び交っていた⁵³ことから，高麗政府はいよいよ具体的な倭寇対策を打ち出す必要があったのであろう。こうして倭寇の活動が活発化するなか，政府官僚の多くは「動」字つまり遷都論に傾いたが，崔瑩のみ反対論に回ったという。

51 「書雲觀言，近災變屢興，宜移御避災，禡議遷都，判三司事崔瑩等議曰，今無大故，遽棄舊都，則人心淘淘，不可輕動，乃止」（『高麗史節要』卷30，辛禡元年8月条）。

52 「倭寇江華府，焚戰艦」「倭寇窄梁，又寇江華，京城大震」「倭賊入西江，崔瑩・邊安烈出師却之」（順に『高麗史』卷133，列伝46，辛禡2年10月，辛禡3年3月・4月条）。

53 「訛言，倭將寇都城，夜半發坊里軍，守城，又聞，賊欲先登松嶽，發僧爲軍，分守要害」（『高麗史』卷133，列伝46，辛禡2年7月条）。また同書卷82，兵志2，鎮戍，辛禡2年7月条，『高麗史節要』卷30，辛禡2年7月条。

史料Oに記録はないが、『高麗史』李仁任伝には「崔瑩，以て遷すべからずと爲し，師を徵して固守するの策を陳ぶ。仁任曰く，今，赤地千里，農夫は耕を輟めて雲霓を望む。而るに又た師を徵し，農業を失わしむるは，國を爲むるの謀に非ざるなりと」とあり，崔瑩とは立場こそ異なるものの，禍王即位後に政権を掌握していた守侍中（門下府の從1品）李仁任もまた遷都反対論者であった⁵⁴。崔瑩は遷都ではなく徵兵によって開京を固守すべしと考えたのに対し，李仁任は旱魃のなか王朝国家の基幹産業である農業を重視して徵兵にも遷都にも反対した，と考えてよかろう。旱魃は必然的に飢饉をもたらす⁵⁵ことから，荒れ果てた田地で降雨を待ち望む農民の姿は李仁任にとって看過できない状況であった。

実際に辛禥3年の夏期には「水旱」「旱災」「旱乾」など，当時の旱魃に対して施策を講ずる記録が散見する⁵⁶。史料Oの直前には「雩す。且つ遍く諸寺に禱る」とあり，『高麗史』崔瑩伝には「瑩，都堂に讐言して曰く，今，政刑紊亂し，功あるも賞せず，罪あるも刑せず。天，豈に雨ふらんや」とみえるごとく，崔瑩は最高議決機関の都堂（都評議使司）にて政治の紊乱を公然と批判していた⁵⁷。その『高麗史』崔瑩伝によれば，崔瑩は「今，遷都するは，特だに農を防げ民を擾すのみに非ず，且つは海寇覬覦の心を啓かん」と発言しており，開京をうかがう倭寇を警戒しつつ，李仁任の農本主義には同意している⁵⁸。農閑期であればともかく，農繁期に入る夏期の遷都事業は国家財政にも大きな支障を来すに相違ない⁵⁹。のみならず，崔瑩らが「太祖の眞殿」にて遷都の可否を占卜したところ，「止」字つまり不可と出た。「太祖の眞殿」とは，先の史料Dにみた太祖王建の願堂である奉恩寺を指すのであろう。それでも納得できない禍王は政府高官の権仲和をかつて後高句麗（のち摩震，ついで泰封。901～918年）の弓裔が都を置いた鉄原（現，江原道鉄原郡鉄原邑）に派遣して遷都候補地を探ったが，やはり崔瑩の諫言により遷都は中止となつた⁶⁰。

54 「(前略) 三年，以京城濱海畏倭寇，欲遷都内地，議可否，崔瑩以爲不可遷，陳徵師固守之策，仁任曰，今赤地千里，農夫輒耕，望雲霓，而又徵師，使失農業，非爲國之謀也，(後略)」（『高麗史』卷126，列伝39，姦臣2，李仁任）。

55 これより1ヶ月後の記録に「禍，書を都堂に下して曰く，今，兵革に困しみ，加うるに飢饉を以てす。土木の役を以て，重ねて吾が民を困しむべからず。自今，中外の營繕は一に皆な停罷せよと」とあり（『高麗史』卷133，列伝46，辛禥3年6月条），当時の高麗社会が置かれた状況を象徴的に示している。倭寇という兵革，そして旱魃による飢饉のため全国の土木工事を禁じたものである。倭寇が王都開京に肉薄していたのは事実であったが，漕運は不通となり，これに旱魃も加わって高麗の民は困窮した。

56 『高麗史』卷133，列伝46，辛禥3年3月・4月・5月条など。

57 「雩，且遍禱諸寺」（『高麗史』卷133，列伝46，辛禥3年5月癸未〔6日〕条）。「(前略) 時以旱雩，且遍禱諸寺，瑩禋言於都堂曰，今政刑紊亂，有功不賞，有罪不刑，天豈雨哉，(後略)」（同書卷113，列伝26，諸臣，崔瑩）。また『高麗史節要』卷30，辛禥3年5月条に「以旱雩，且遍禱佛宇，崔瑩禋言於都堂曰，國家政刑紊亂，有功者不賞，有罪者不罰，天豈雨哉」とある。

58 「(前略) 以京都濱海畏倭寇，欲遷内地，議可否，衆慮後禍，皆欲遷，瑩獨陳徵師・固守之策，禍不聽，命築宮城于鐵原，瑩曰，今遷都，非特防農擾民，且啓海寇覬覦之心，國將日蹙，非計也，(中略)，事遂寢」（『高麗史』卷113，列伝26，諸臣，崔瑩）。

59 「禍命築宮城于鐵原，瑩曰，夏月遷都，恐防農業，且以京城委賊，國將日蹙，可乎，事遂寢」（『高麗史節要』卷30，辛禥3年5月条）。

60 「遣崇敬府尹陳永世，相宅于漣州，永世還曰，漣州五逆之地，不可建都」（『高麗史』卷133，列伝46，辛禥3年7月条）。ここにいう「五逆」とは，中央と四方の山川がみな逆走していることをいう〔李丙燾1980, p.326〕。『世宗実錄』卷148，地理志，京畿漣川県条には「厥の土瘠せ，風氣早寒たり」とあり，漣州は寒冷で土地もやせていた。

しかし、同じく禑王3年5月に倭寇はまたもや江華島を襲い、開京では「京城戒嚴す」との非常事態がつづいた⁶¹。その後、同年7月に全国に使者を派遣して山城を修築させる〔車勇杰1984, p.139〕一方、臨津江上流の漣州を相宅し、翌禑王4年正月に白岳新京を相地せしめた〔李丙燾1980, p.326〕〔朴敬子2000, pp.275-277〕のも、倭寇対策の延長線上にあったのであろう。さらに同年4月、倭寇は昇天府に侵入して「中外大いに震う」状況となり⁶²、9月には「宰樞等、奉恩寺太祖の眞殿に詣り、遷都をトすも吉ならず。事、遂に寝む」とみえ、遷都論は廃案となった⁶³。にもかかわらず、11月には再度、内陸部への遷都論が浮上した。禑王は「京城は海を控え、不虞の患いあるを慮る。且つ地氣に衰旺あり。而るに都を定むること已に久し。宜しく地を擇びて都を徙すべし。其れ道説の書を考え、以て聞せよ」と左使（三司の從2品）洪仲宣・政堂文學權仲和らに命じ、いったんは北蘇に宮闈を造営すべく北蘇造成都監が設置されたものの、最終的な朝議の結果は「峽渓（＝黄海道新渓郡、北蘇の箕達山）は山谷に僻在し、漕舶通ぜざるを以て、遂に寝む」とのことであった⁶⁴。つまり、倭寇の侵略から逃れるべく内地への遷都論が浮上したが、山間部は税米の輸送に不便であると問題点が指摘され、結局のところ北蘇遷都論もまた廃案となったのである。その後、司憲府の上疏に「近ごろ倭寇に因りて漕運通ぜず、倉廩虛竭せり」とあるのは示唆的である⁶⁵。当時は倭寇の侵攻が原因で漕運が不通となり、国家財政も逼迫していた。

以上のように禑王即位後、内地への遷都論が浮上し、旧都鉄原そして北蘇箕達山への遷都も模索されたが水泡に帰した。遷都先は漢陽ではなかったものの、倭寇の侵攻と内陸部への遷都論が密接な関係にあったことは容易に読み取れよう。倭寇の脅威を承知しながら内地遷都論が挫折したのは、旱魃に見舞われた夏期に遷都事業を展開した場合、農民の疲弊ひいては国家財政に支障を来すことになり得策ではない、と政府中枢が判断を下したからであった。

61 「倭復寇江華，烽火自江華晝舉不絕，京城戒嚴，遣諸元帥，分成東・西江，（後略）」「倭又寇江華，大肆殺掠」（いずれも『高麗史』卷133, 列伝46, 辛禑3年5月条）。

62 「倭船大集窄梁，入昇天府，中外大震，我太祖（＝李成桂）與楊伯淵合擊大破之」（『高麗史』卷133, 列伝46, 辛禑4年4月条）。「（前略）四年，倭船大集窄梁，入昇天府，聲言將寇京城，中外大震，戒嚴，禑分命諸軍，屯東・西江，兵衛列於宮門，以待賊，至發坊里兵，登城候望，（後略）」（同書卷113, 列伝26, 諸臣, 崔瑩）。

63 「宰樞等詣奉恩寺太祖眞殿，ト遷都，不吉，事遂寝」（『高麗史』卷133, 列伝46, 辛禑4年9月条）。

64 「禑嘗召左使洪仲宣・政堂文學權仲和等曰、京城控海、慮有不虞之患、且地氣有衰旺、而定都已久、宜擇地徙都之、其考道説書以聞、仲宣・仲和及韓山君李穡・右代言朴晉祿與書雲觀會議、前摠郎閔中理上言、説密記所載、北蘇箕達者、即峽渓、可以遷都、遣仲和及判書雲觀及張補之・中郎將金祐等往相之、仲和還曰、得北蘇宮闈舊基、凡百八十間、於是、設北蘇造成都監、朝議、尋以峽渓僻在山谷、漕舶不通、遂寝」（『高麗史』卷133, 列伝46, 辛禑4年11月条）。この北蘇遷都論の顛末に注目した李丙燾氏は、凶作と民弊により左蘇造成が中止されたという〔李丙燾1980, pp.326-328〕。ただ、禑王はすでに前年6月に「今、兵革に困しみ、加うるに飢餓を以てす。土木の役を以て、重ねて吾が民を困しむべからず」と教書を下し、倭寇と飢餓を理由に土木工事を禁じていた（前掲註55, 参照）。そのうえ漕運の問題もあり、北蘇遷都が挫折した事情はそれほど単純ではあるまい。

65 「（前略）憲府上疏曰、（中略）古者非有功不侯、今封君甚衆、近因倭寇、漕運不通、倉廩虛竭、除省宰封君外、其餘封君、請勿頒祿」（『高麗史』卷133, 列伝46, 辛禑4年12月条）。

(2) 福王 8 年の漢陽遷都

倭寇の脅威はなおつづいた。福王 6 年 12 月に司憲府は「近年以來、倭寇侵陵し、國家多難なり。大元は近く北鄙に居り、大明は兵を遼瀋（=遼東・瀋陽）に屯し、朝夕、我が事情を覗う。將然の患い、測るべからず」と上疏しており、南方の倭寇のみならず、大陸でも北元と新興国の明の情勢は緊迫していた⁶⁶。10 歳で即位した福王は「朝賀を放つ。福、東郊に瞰し、又た殿屋の上に登る」など自由奔放であった⁶⁷が、福王 7 年 6 月には倭寇と旱魃が原因で、王室の米穀を保管する料物庫が底をつく状態であった⁶⁸。こうした国際環境と天災のなか、2 ヶ月後の福王 7 年 8 月に漢陽遷都論が浮上することになる。『高麗史』には、

P 書雲觀、都を移さんことを請う。是に於いて漢陽に徙さんことを議す。（『高麗史』卷 134、列伝 47、辛福 7 年 8 月条）

とあって、書雲觀の要請に対する福王の裁可は下されていない⁶⁹。ただ、『高麗史』崔瑩伝に「時に都を漢陽に遷すを議す。瑩曰く、讞書載する所は往事皆な驗すに、信ぜざるべからず。當に速やかに都を移すべしと。人皆な遷すを重る。議、遂に寝む」とある⁷⁰のはこの頃ではないかと思われる。李仁任とともに高麗政府の中枢にあり倭寇征討の前線に立っていた崔瑩は、今回は漢陽遷都に賛成したもの、政府内の慎重論により審議はいったん中断したのであろう。ところが、書雲觀は半年後に再度、福王に遷都を上書した。

Q 判書雲觀事張補之等上書す。變怪屢しば見るるを以て、都を遷し災を避けんことを請うと。福、其の書を都堂に下す。李仁任不可を執り、遂に寝む。（『高麗史』卷 134、列伝 47、辛福 8 年 2 月条）

書雲觀は昨今の宮中における怪奇現象を理由に遷都を上書した。その事情は『高麗史』李仁任伝にやや詳しく、書雲觀は『道詫密記』にいう「三京巡御の説」を引用している⁷¹。そこで福王がこの件を都堂に諮詢したところ、門下侍中（従 1 品）李仁任がこれに反対して沙汰やみとなった。史料 Q の末尾には「李仁任不可を執り、遂に寝む」とあるにすぎないが、『高麗史』李仁任伝によれば、「今、勅敵境に在りて我が虚實を覗うに、深き地に徙して弱きを示すべからず」とあり、李仁任が遷都を不可とした事情を

66 「憲府上疏曰、（中略）近年以來、倭寇侵陵、國家多難、大元近居北鄙、大明屯兵遼瀋、朝夕覗我事情、將然之患、不可測、（後略）」（『高麗史』卷 134、列伝 47、辛福 6 年 12 月条）。

67 『高麗史』卷 134、列伝 47、辛福 7 年 正月丁亥朔条。福王即位後、朝会をはじめとする王朝儀礼はしばらく停滞した〔桑野 2004、pp.80-81〕。

68 「料物庫及諸倉庫、告罄、因倭寇與旱災、未納貢賦故也」（『高麗史』卷 134、列伝 47、辛福 7 年 6 月条）。

69 その後、福王 8 年 2 月まで漢陽遷都に関する具体的な経過がみえないことから、移御はうやむやとなった、と張志連氏は判断した〔張志連 2000、p.10〕。

70 「（辛福七年）時、議遷都漢陽、瑩曰、讞書所載、往事皆驗、不可不信、當速移都、人皆重遷、議遂寝、（後略）」（『高麗史』卷 113、列伝 26、諸臣、崔瑩）。ただし、かつて崔瑩が漢陽遷都反対論者であった（史料 NO）ことを想起すれば、崔瑩のこの発言は不可解である。それゆえ、尹京鎮氏は「漢陽遷都を肅清の名分とするために誇張された可能性が高い」と指摘する〔同 2010、p.136〕。

71 「（前略）八年、判書雲觀事張補之・副正吳思忠等上書言、道詫密記有三京巡御之説、今變怪屢現、野獸入城、群鳥飛集宮中、井沸魚闘、請移都避災、福下其書于都堂、仁任執不可曰、今勅敵在境、覗我虛實、不可徙深地示弱、況又年饑、倉廩罄竭而使行者羸糧、居者失所、其可乎、且乘輿所至供億甚繁、遷都之舉徒取民怨、非久安之計也、事遂寝、（後略）」（『高麗史』卷 126、列伝 39、姦臣 2、李仁任）。

記録する⁷²。「勅敵」つまり倭寇が朝鮮半島の辺境をうかがっているさなか、内陸に遷都するのは高麗政府の弱みを露呈するようなものであった。ただ、史料 Q にみた書雲觀の上書に遷都先は明示されておらず、また李仁任の反対意見にも「深き地」とあって、やはり遷都先は定かでない。とはいっても、不安定な国際情勢はなおもつづいた。

R 諫官鄭釐等上疏して曰く、(中略) 则んや今、上國は兵を近境に屯し、倭賊は深く州縣に入り、又た草賊の竊かに發するあり。其の反間する者、京都を窺覗し、屢しば獲えらる。此に由りて之を觀るに、安んぞ姦人・刺客の變あらざるを知らんや。此れ國を擧げて、臣民の共に寒心する所なり。伏して惟んみるに殿下、深く慮り、動くに必ず禮を以て出入し、節あれば宗社幸甚なりと。禍、聽さず。(『高麗史』卷134、列伝47、辛禥8年6月条)

諫官が放蕩にふける禍王を諫めるべく上疏した記録であるが、倭寇が朝鮮半島の内陸部に侵入し、そのうえ倭寇を偽装した高麗の民まで出没し⁷³、開京をうかがっていたという。この頃、正朝を祝う賀正使として明に赴いた鄭夢周・趙胖の外交文書には「臣禍、少くして孤苦し、加うるに愚蒙を以てし、朝鮮山海の間に處り、壞地褊小なり。日本干戈の際に値り、財賦凋殘す」とみえ、禍王による弊政もかさなって財政は逼迫していた⁷⁴。そして半年後に禍王は漢陽遷都を決断した。

S 都を漢陽に遷さんことを議定す。諫官上疏して之を止むれども、聽さず。(『高麗史』卷134、列伝47、辛禥8年8月条)

となれば、禍王7年8月に浮上した書雲觀の漢陽遷都論よりこの史料 S にみる禍王8年8月の漢陽遷都までは、高麗政府内の一連の動向であったと判断するのが妥当であろう⁷⁵。ただし、漢陽遷都に異を唱えたのは諫官だけではなかった。その後、白州守洪順は風水地理の観点から上書して「南京の鎮、三角山(=北漢山)は火山なり。木性(=東方)の國は宜しく都と爲すべからず」と漢陽遷都に反対したが、やはり禍王はこれを退けて守侍中李子松に開京の留守を命じ⁷⁶、9月下旬に漢陽に入った⁷⁷。『高麗史』李仁任伝には、

72 前掲註71、参照。李仁任の反対にもかかわらず禍王8年8月漢陽遷都が断行されたことから、これを機に李仁任は政治の第一線から退いたとみる説もある〔高惠玲1981, pp.36-38〕。

73 『高麗史』卷134、列伝47、辛禥8年4月条。『高麗史節要』卷31、辛禥8年4月条。同書卷32、辛禥9年6月条。ただし、高麗の禾尺(柳器製作従事者)・才人(歌舞音曲の芸人)が倭寇を偽装した記録はこの禍王8年4月と翌年6月の2件にすぎない〔浜中1996, pp.53-54〕。高麗末期の禾尺と才人をめぐる問題については〔中田2010, p.246〕、参照。

74 「遣同知密直司鄭夢周・版圖判書趙胖、如京師賀正、仍進陳情・請謚・承襲表、陳情表曰、(中略) 臣禍少而孤苦、加以愚蒙、處朝鮮山海之間、壞地褊小、值日本干戈之際、財賦凋殘、(後略)」(『高麗史』卷134、列伝47、辛禥8年11月条)。

75 史料 S の直前には「太白、晝に見わる。彗星、太微東藩(=乙女座の附近)に見わる。長さ丈餘りなり」とある(『高麗史』卷134、列伝47、辛禥8年8月戊子〔12日〕条)。李煜氏は禍王8年「8月に再び太白星が昼にあらわれ、彗星が出現するや、禍王はついに反対を退けて漢陽遷都を決定した」という〔李煜2006, pp.100-101〕が、このときの天体観測記録と漢陽遷都論は別個の史料であろう。『高麗史節要』卷31、辛禥8年8月条では「戊子、彗見、○議定遷都、諫官上疏止之、不允、遂遷漢陽、命侍中李子松留守、李琳・李仁任・林堅味・廉興邦等從行、各遣僕從、所在成群、奪民田廬、無有紀極」と記録し、彗星の出現と漢陽遷都を区別して立項する。

76 「白州守洪順上書曰、南京鎮三角山火山也、木性之國、不宜爲都、禍不聽、(中略) 命守侍中李子松留守」(『高麗史』卷134、列伝47、辛禥8年9月条)。

77 「禍至漢陽」(『高麗史』卷134、列伝47、辛禥8年9月癸酉〔27日〕条)。

T禍，漢陽に遷都す。仁任及び禍の舅李琳，堅味・廉興邦・都吉敷・李存性・崔濂等扈從す。各おの僕従（=従者）を遣わし，所在群を成して民の田廬を奪い，紀極あるなし。（『高麗史』卷126，列伝39，姦臣2，李仁任）

とみえ，かつて漢陽遷都に反対していた李仁任も扈從した。彼らに田地と家屋を奪われた漢陽の民の苦しみも容易に察せられる。崔惠淑氏はこのときの遷都地を漢陽ではなく檜巖とみる〔崔惠淑2004, pp.146-149〕が，誤解であろう⁷⁸。禍王が開京に戻ったのは翌年の禍王9年2月のことである⁷⁹が，開京還都は禍王の意志ではなく，門下府の要請であった⁸⁰。かつては漢陽遷都賛成論者であった崔瑩も「都を遷すは，以て國を安んぜんと欲せばなり。願わくは殿下，輕忽すること母く，夙夜恐懼して先業を墜とさざらんことを」と禍王を諫めたという⁸¹。禍王が2月に漢陽を出発する際の様子を『高麗史』は次のごとく描写している。

U禍，漢陽を發するや，時に軍民甚だ暴露に苦しみ，火を其の廬幕に行うに及ぶ。以て復た來らざらんことを冀うなり。（『高麗史』卷135，列伝48，辛禍9年2月条）

寒気の折に軍民は雨露に打たれ，二度と漢陽に来たくはない，というのが本音であった。為政者としての禍王の資質を問うエピソードである。のち禍王14年5月の軍事クーデター（威化島の回軍）により政権を掌握した李成桂一派は「加うるに都を漢陽に遷すを以てし，中外騒然たり。今，瑩を去らずんば，必ず宗社を覆さん」と，漢陽遷都を主張したとして崔瑩を弾劾するにいたつた⁸²。

では，禍王8年9月より禍王9年2月にいたる約5ヶ月間の漢陽滞在は「遷都」と「移御」のいずれであろうか。崔惠淑氏は「これは遷都ではなく巡幸とみる見解もあったが，明らかに禍王は遷都準備をして遷都をした」といい，また「禍王が断行したのも巡幸ではなく明らかな遷都であり，その理由としては種々の理由があろうが，もっとも主な理由としては倭賊の侵入に備えるためであると考えられる。そしてその遷都地は檜巖である」と主張して通説に異を唱えた〔崔惠淑2004, p.147, pp.148-149〕。禍王代の漢陽遷都の原因として倭寇の侵攻をあげるところには同意するが，「明らかな遷都」であったことを積極的に示す根拠はみあたらない。むしろ太廟・社稷が依然として開京にあり，また政治・経済的中枢機関がみな開京にて運営されていた当時の状況からすれば，つとに李丙燾氏が指摘したように完全な遷都ではなく仮の遷都であったというべきであろう〔李丙燾1980, pp.330-331〕。なにより今回は太祖王建の願堂にて遷都の吉凶を占うという，従来の手続

78 『高麗史』卷134，列伝47，辛禍5年10月条に「三司左使權仲和・門下評理曹敏修，宅を檜巖に相う。書雲觀，道詵謂う所の左蘇は即ち此地と言うを以ての故なり」とあるが，その後，高麗政府では檜巖遷都に関する論議はない。また，羅恪淳氏も崔惠淑氏の檜巖遷都説を否定する〔羅恪淳2002, p.124〕。

79 「禍還松京，以宰臣朴原鏡第爲時坐宮，設彩棚・雜戲以迎」（『高麗史』卷135，列伝48，辛禍9年2月己丑〔15日〕条）。

80 「門下府上書，請還松京」（『高麗史』卷135，列伝48，辛禍9年正月条）。

81 「(辛禍九年)尋領三司事，禍移都漢陽，瑩曰，遷都欲以安國，願殿下母輕忽，夙夜恐懼，不墜先業，(後略)」（『高麗史』卷113，列伝26，諸臣，崔瑩）。

82 「諸軍來屯近郊，爲書授金完，以啓曰，(中略)今瑩爲家宰，不念祖宗以來事大之意，先舉大兵，將犯上國，盛夏動衆，三韓失農，倭奴乘虛，深入爲寇，殺我人民，燔我府庫，加以遷都漢陽，中外騒然，今不去瑩，必覆宗社」（『高麗史』卷137，列伝50，辛禍14年6月癸卯朔条）。尹京鎮氏はこの記録に注目し，漢陽遷都は遼東攻撃とともに禍王代の代表的な弊政として，崔瑩はその責任を問われたという〔同2010, p.136〕。

きをふまえていない。つまり、禍王8年9月の漢陽遷都は李丙燾氏以来の定説どおり、一時的な移御であったと考えられる。

3. 恭讓王代の漢陽遷都

1389年11月、李成桂一派は禍王につづいて昌王（1388～89年）を追放し、神宗（1204～11年）の第7代孫である定昌君瑤（のち恭讓王）を高麗の新国王として擁立した。そして翌年の恭讓王2年（1390）7月、恭讓王は評理（門下府の從2品）裴克廉を楊廣道察理使に任じ、漢陽宮闈の修理を命じることになる⁸³。威化島の回軍に協力した裴克廉がのちに李成桂を国王に推戴し、開國功臣1等の筆頭に錄勲されることは周知の通りである〔朴天植1977, pp.175-176〕〔鄭杜熙1983, pp.8-9〕〔韓永愚1983, pp.119-120〕〔尹京鎮2010, p.137〕。

当時の漢陽遷都について、『高麗史』はその事情を次のとく記録する。

V左獻納李室上疏して曰く、殿下、讖緯の説を信じて漢陽に遷らんと欲す。既に不可爲り。況んや今、秋成未だ穫らずして人馬蹂躪せば、必ず民怨を召かんと。王、之を詰りて曰く、秘録に云う、苟くも遷らずんば、君臣を廢すと。爾、何ぞ獨り不可を執るやと。（『高麗史』卷45、世家45、恭讓王2年秋7月癸丑〔23日〕条）

李丙燾・張志連の両氏は、遷都しなければ「君臣を廢す」と恭讓王が発言したところに注目した〔李丙燾1980, p.337〕〔張志連2000, p.12〕。恭愍王の殺害（1374年9月）にはじまり、禍王・昌王があいついで廢位されたことを考えれば、恭讓王に心理的影響が作用したであろうことは想像にかたくない。そもそも恭讓王が信じたという「讖緯の説」とは『道説密記』にいう「地理衰旺の説」であって、書雲觀は「宜しく漢陽に幸し、以て松都の地徳を休むべし」と上疏していた。しかし、漢陽遷都に反対する新進の儒者官僚がいたことも事実である。この年正月に同知経筵事に任じられた朴宜中は「古昔の人君、讖緯・術數を以て國家を保つは、臣、未だ之を聞かざるなり。且つ衆を動かせば、則ち擾民の弊、供億の費、勝げて言うべけんや。書（=『尚書』咸有一德）に曰く、匹夫・匹婦も自ら盡くすを獲ざれば、民主與に厥の功を成す罔からんと。願わくは殿下、焉を察せられよ」と恭讓王に再考をうながした⁸⁴。また、判密直司事兼吏曹判書姜淮伯も「開國以來四百餘年、何ぞ嘗て三京に巡住して三十六國を朝めんや。辛禍、圖讖を信じて都を南京に移すも、未だ何れの國か漢江に朝まるを知らず」と反論している⁸⁵。王朝国家と王室の安泰を祈願して仲冬（陰曆11月15日）に行う八閥会の朝賀儀礼に宋・女真・耽羅そして日本からの商人

83 「以評理裴克廉爲楊廣道察理使、監修漢陽宮闈」（『高麗史』卷45、世家45、恭讓王2年秋7月乙巳〔15日〕条）。

84 「書雲觀上疏曰、道説密記有地理衰旺之説、宜幸漢陽以休松都地徳、王謂朴宜中曰、卿以遷都爲如何、對曰、古昔人君以讖緯・術數保國家、臣未之聞也、且動衆、則擾民之弊、供億之費、可勝言哉、書曰、匹夫・匹婦不獲自盡、人主罔與成厥功、願殿下察焉、王曰、吾非不知其弊、陰陽之説亦豈妄哉、乃遣評理裴克廉往修宮闈、（後略）」（『高麗史節要』卷34、恭讓王2年秋7月条）。

85 「（前略）恭讓即位、以淮伯・趙浚・徐鈞衡・李至爲世子師、淮伯以年少無學固辭、陞判密直司事兼吏曹判書、上疏曰、（中略）開國以來四百餘年、何嘗巡住三京而朝三十六國乎、辛禍信圖讖而移都南京矣、未知何國朝於漢江乎、（後略）」（『高麗史』卷117、列伝30、諸臣、姜淮伯）。当時の地氣衰旺説に対する朴宜中と姜淮伯の批判は、〔金基徳2004, pp.203-204〕にも指摘がある。

が参加したことはある〔奥村1979〕が、高麗に30ヶ国以上の「朝貢分子」が集ったことはない。現実的に「三十六國の朝貢」はありえない⁸⁶。

すでに李丙燾氏が指摘したように、漢陽遷都反対論者は朴宜中・李室・姜淮伯だけではなく、多くの儒者官僚が漢陽遷都に反対した〔李丙燾1980, pp.336-338〕。たとえば、1ヶ月後の8月に刑曹摠郎（正4品）尹會宗は次のとく上疏して漢陽遷都に反対している。

刑曹摠郎尹會宗上疏す、國祚の長は人君の積徳累仁、邦本を培養するに在るのみ。夫れ豈に都城地勢の旺氣を持まんや。（中略）將に漢陽に遷らんとせば、物議驚駭す。

殿下、特に江水赤沸、太白晝見を以て、乃ち讖緯の言を信じ、移蹕し以て之を避けんと欲す。又た浮屠法猊（＝演福寺の僧）の説に惑い、演福寺を修し、盡く四傍の人戸を毀ち、所を失う者多し。臣、殿下の爲めに取らず。願わくは殿下、都を移すを罷め、法猊を黜けて恐懼修省し、以て天心に答え、徒らに邪説に惑うなかれと。（『高麗史節要』卷34、恭讓王2年8月条）

当時は礼成江に赤い水が湧き出し、太白（金星）が昼間にあらわれる（太白經天ともいう）など天変地異が発生していた⁸⁷。李亨雨氏はこの記録に注目したうえで、恭讓王が書雲觀の言説を受け入れて漢陽遷都を推進したこと、残存する記録上では遷都支持者がひとりもいなかつことを跡づけた〔李亨雨2010, p.662-663〕。たしかに司憲府大司憲金士衡も同僚とともに「非違を彈糾するは臣等の職なり」と遷都反対論を上疏したが、恭讓王はこれを退けている⁸⁸。儒者官僚としては一時的に遷都するのではなく、天譴には恐懼修省して応えるべきと考えていたに相違ない。

さて、本稿の冒頭に触れたように、尹京鎮・李亨雨の両氏は漢陽遷都の主導勢力が実際には李成桂一派であったと判断した。両氏がその根拠としたのは、李成桂一派の主要人物が遷都に反対した史料的痕跡がなく、その一方で遷都反対論者の李室（史料V）・姜淮伯、そしてのちに開京還都を主張する刑曹判書安瑗（後掲史料Y）が朝鮮開創後、「前朝の季に在りて結黨謀亂し」たとして流配される⁸⁹など、政治的に不遇な立場にあったからである〔尹京鎮2010, p.137〕〔李亨雨2010, pp.664-665〕。なるほど興味深い指摘であるが、

86 むろん、「三十六」という数字は実数ではなく、古代中国においてしばしば使用されたように多数・多量の意である〔李丙燾1980, pp.171-174〕。

87 「禮成江水赤、沸三日、王有憂色、申元弼曰、安知其不爲祥也、人譏其諂」「太白晝見、經天」（『高麗史節要』卷34、恭讓王2年6月・6月庚辰〔19日〕条）。海水・河川の変色は政治現状に対する非理と関連し、太白昼天は天文上の災異として大きな比重をしめていた〔李熙德1984, p.80, p.101〕。

88 「（前略）王將遷都漢陽、與同僚上疏曰、彈糾非違、臣等之職。（中略）臣等伏見、楊廣諸州之民、困於土木、秋耕失時、漢陽人家皆被奪占、老幼飢寒、寄寓山野、流離顛死、侍衛諸司及諸道軍官、各領衛卒、旅寓辛艱、朝不及夕、將有凍餒之患、殿下深信讖緯、不恤民弊、於皇天譴告何、古昔聖王、以惋小民爲祈天永命之本、願停之以固邦本、王不納、（後略）」（『高麗史』卷104、列伝17、諸臣、金方慶〔附士衡〕）。「大司憲金士衡等請停遷都、不納」（『高麗史節要』卷34、恭讓王2年8月条）。

89 「教中外大小臣僚・閑良・耆老・軍民、王若曰、（中略）予俯循輿情、勉即王位、國號仍舊爲高麗、儀章法制一依前朝故事、爰當更始之初、宣布寬大之恩、凡便民事件條列于後、（中略）一、有司上言、禹玄寶・李穡・偰長壽等五十六人、在前朝之季、結黨謀亂、首生厲階、宜置於法以戒後來、予尚憫之、俾保首領、其禹玄寶・李穡・偰長壽等、收其職貼、廢爲庶人、徙諸海上、終身不齒、禹洪壽・姜淮伯・（中略）禹洪得等、收其職牒、決杖一百、流于遐方、（中略）金南得・（中略）李室等、收其職牒、放置遐方、成石麟・（中略）安瑗・（中略）鄭熙等、各於本鄉安置、其餘凡有犯罪者、除一罪常宥不原外二罪已下、自洪武二十五年七月二十八日昧爽已前、已發覺未發覺、咸宥除之、（後略）」（『太祖實錄』卷1、元年7月丁未〔28日〕条）。

漢陽遷都反対論者であった同知経筵事朴宜中の場合、朝鮮開創直後の太祖元年10月に藝文春秋館学士に任じられ、『高麗史』編纂に参画することになった⁹⁰。この事実関係は李亨雨氏も述べているが、藝文春秋館学士といえば従2品の高官であり、むしろ朴宜中に対する李成桂一派の信任は厚かったものと推測される。その後、朴宜中に関する実録記事が途絶えるのは、かつて李穡・鄭夢周と親交があった朴宜中が新政府とは距離を置き、出仕する意志がなかったからであろう⁹¹。刑曹摠郎尹會宗（史料W）にしろ、のち太祖4年に戸曹議郎（正4品）の職にあった尹會宗が司憲府の彈劾により削職のうえ流配となる⁹²のも李亨雨氏の指摘どおりであるが、原因是「給田の失誤」という職務上の過失であって、この処分をもって尹會宗が李成桂勢力の一員ではなかったとはいえない。同じく遷都反対論者の大司憲金士衡は易姓革命に反対していた鄭夢周一派の排除に協力したとして、のち裴克廉と同じく開國功臣1等に録勳されている〔朴天植1977, pp.179-180〕〔鄭杜熙1983, pp.8-9〕〔韓永愚1983, pp.120-121〕。遷都にあたり漢陽宮闈の修理を担当した裴克廉と遷都反対論者の金士衡が王朝交替後にいずれも開國功臣1等となるのは、尹京鎮・李亨雨両氏の論理からすれば矛盾であって⁹³、やや説得力に欠けるといわざるをえない。

さらに尹京鎮氏は、恭讓王2年9月に科田法施行に先立って既存の田籍（土地支給の証明文書）を焼却し、翌年5月に科田法を本格的に実施したこと、またその間は李成桂一派が軍制改革を通して軍事権を掌握する過程にあったところに注目し、恭讓王2年の漢陽遷都が李成桂一派主導のもとに断行されたと推測した〔尹京鎮2010, pp.137-139〕。これも示唆に富む指摘であって、当時の政治的背景として十分に考えられる。とはいえ、それでは「殿下、讖緯の説を信じて漢陽に遷らんと欲す」との左獻納李室の上疏（史料V）、あるいは「殿下、特に江水赤沸、太白晝見を以て、乃ち讖緯の言を信じ、移蹕し以て之を避けんと欲す」との刑曹摠郎尹會宗の上疏（史料W）など、儒者官僚の反対論にみえる恭讓王の行動様式を説明できることになる。たしかに『高麗史』食貨志には「恭讓王二年九月、公私の田籍を市街に焚く。火、數日滅えず。王、嘆息流涕して曰く、祖宗私田の法、寡人の身に至りて遽かに革まる。惜しいかな」とある⁹⁴が、そもそも恭讓王が漢陽遷都の意思表明をしたのはこれより2ヶ月前の7月下旬である（史料V）。尹京鎮氏はさらに「『高麗史節要』によれば、田籍を燃やしたまさに翌日、漢陽遷都を断行した」という〔尹京鎮2010, p.138〕が、『高麗史』食貨志と同様、『高麗史節要』は開京市街地にて公私の

90 『太祖実録』卷2、元年10月丁巳（9日）・辛酉（13日）条。

91 朴宜中『貞齋逸稿』（『韓國文集叢刊』8、所収）卷2、神道碑銘并序（金福漢）には、「麗運訖わりを告ぐるに當たり、先生、叔父の諫議公仁翊と碧骨湖（=現、全羅北道金堤市扶梁面）に歸隱し、詩を作りて志を見わす」とある。『高麗史』編纂事業と朴宜中の動静については〔邊太燮1982, pp.153-155〕、参照。

92 「憲司劾戸曹給田司判事崔允祉・典書張子忠・散騎李文和・侍史宋因・議郎尹會宗・正郎金偉・佐郎安勲等給田失誤、皆削職流外、允祉・子忠以原從功臣免」〔『太祖実録』卷8、4年7月辛酉〔30日〕条〕。

93 金士衡はかつて元宗14年（1273）に三別抄の乱を鎮圧し、翌年には中軍將として日本に出征した金方慶の後孫である〔鄭杜熙1983, p.11〕〔韓永愚1983, p.120〕ことから、李亨雨氏は名門世家（安東金氏）の金士衡を例外として処理した〔李亨雨2010, p.665〕。

94 「恭讓王二年九月、焚公私田籍于市街、火數日不滅、王嘆息流涕曰、祖宗私田之法、至于寡人之身而遽革、惜哉、三年五月、都評議使司上書、請定給科田法、從之」（『高麗史』卷78、食貨志1、祿科田條）。もちろん、筆者は科田法の施行が李成桂による易姓革命の一環であったことを否定するものではない。

田籍を焼却した日の干支表記を明記していない⁹⁵。科田法の核心をなす私田の改革は、恭讓王2年正月に官人にあらたな田籍が頒された段階で実質的には終了しており〔浜中1986, p.56〕、田籍の焼却と漢陽遷都を直接結びつけるにはいささか無理があろう。

恭愍王以来、高麗末期に一時的に開京を離れて移御することはすでに慣例となっていたのであろう。遷都しなければ「君臣を廢す」(史料V)状況が生じるのであれば、また漢陽遷都が科田法施行のための措置であり、軍事権の掌握も「開京で施行せず、漢陽に移つて断行したのは改革にともなう反発を最小化するためであった」〔尹京鎮2010, p.138〕のであれば、恭讓王が開京に戻ることはなかったのではあるまいか。そこでは恭讓王2年9月の漢陽遷都の記録をみてみよう。

X 漢陽に遷都す。判三司事安宗源・門下評理尹虎に命じて松京を留守せしめ、且つ百官をして分司せしむ。是夕、大風雨・震電あり、人畜凍死する者有り。(『高麗史』卷45, 世家45, 恭讓王2年9月丙午〔17日〕条)

遷都事業に関して比較的具体的な記録を残すこの史料Xは、李丙燾氏をはじめとする先行研究によって引用された〔李丙燾1980, p.339〕〔羅恪淳2002, p.125〕〔崔惠淑2004, p.149〕〔朴敬子2005, p.144〕〔尹京鎮2010, p.139〕。9月になって恭讓王が漢陽に遷都したのは、秋の収穫を待つべしとする左獻納李室の現実的な意見を受け入れた結果であろう。なにより恭讓王が政府高官の判三司事安宗源と門下評理尹虎（のち開國功臣2等）に松京（開京）の留守を命じ、また文武百官を開京と漢陽に分けて政務を管掌させたところに注目すれば、いずれは開京に還都する余地を残していたものと思われる。開京と漢陽の「両京体制」ともいるべき措置である。のち、11月仲冬に漢陽では王朝国家の祭典として八閑会が催され、「各司を松京に分遣して八閑會を行わしむ」とみえる⁹⁶のもその証左というべきであろう。史料Xの末尾に「是夕、大風雨・震電あり、人畜凍死する者あり」とあるのは、この漢陽遷都の断行に問題があったことを暗示させるレトリックではないかと推察される。そして恭讓王を乗せた御駕が漢陽に到着すると、楊廣道都觀察使は彩棚（一種の装飾舞台、山台ともいう）を設営し、百戲（雜技）を上演して出迎えたようだが、恭讓王はこうした盛大な演出を中止させたという⁹⁷。ところがその数日後、新都漢陽の門下府に虎が入り込み、人畜に危害を加える事件が発生する⁹⁸。それゆえ、当時は漢陽遷都の正当性ないし妥当性が疑問視されていた、とする羅恪淳氏の指摘は首肯できる〔羅恪淳2002, p.127〕。後日、刑曹判書安瑗が漢陽の天災と地怪を理由に開京遷都を恭讓王に迫るからである（後掲史料Y）。

では、漢陽遷都に踏み切った恭讓王は翌年2月になってなぜ開京に還都したのであろう

95 「九月庚寅朔、日食既、太白晝見、經天、(中略) 焚公私田籍于市街、火數日不滅、王嘆息流涕曰、祖宗私田之法、至于寡人之身而遽革、惜哉、○丙午、遷都于漢陽、命判三司事安宗源留守松京、○庚戌、駕至漢陽、(後略)」(『高麗史節要』卷34、恭讓王2年9月条)。

96 「設八閑會、又分遣各司于松京、行八閑會」(『高麗史』卷45、世家45、恭讓王2年11月癸卯〔15日〕条)。翌年は定例どおり開京にて八閑会が催された(同書卷46、世家46、恭讓王3年11月丙申〔14日〕条)。

97 「駕至漢陽、楊廣道都觀察使柳珣結彩棚、陳百戲以迎、王先遣人罷之、乃入」(『高麗史』卷45、世家45、恭讓王2年9月庚戌〔21日〕条)。李丙燾氏は、このとき入御した宮闈は昌慶宮内であつたと推定する〔李丙燾1980, p.339〕。

98 「虎入新都門下府、搏人而去、時遷漢陽、纔數日、虎多害人畜、人皆畏懼、王遣使祭白岳・木覓城隍、以禳之」(『高麗史』卷54、五行志2、金、恭讓王2年9月甲寅〔25日〕条)。

か。張志連氏はその後の高麗政府の動向に触れることなく、「2年7月書雲觀の遷都建議により9月遷都、3年2月還都」と整理した〔張志連2000, p.45〕。一方、李煜氏は「災異を避けるために漢陽に移っていた王は、災異のために翌年ふたたび開京に還都してしまう」と叙述したが、具体的な史料的根拠は示していない〔李煜2006, p.102〕。当時の開京還都論は、以下に示す恭讓王2年12月の記録であろう。

Y 刑曹判書安瑗等上書して曰く、(中略) 臣等、竊かに輿議を聞くに、遷幸の際、損なう所多しと。從者、業を棄てて遷徙に困しみ、居る者は所を失いて草莽に依り、彼此騒然たり。頃者遷幸の初め、術士論じて曰く、天災屢しば上に見われ、地怪毎に下に興く。此れ皆な地徳の衰えるに、南京に巡幸せば則ち禍い弛むべきなりと。今駐蹕すること未だ久しからずして、獸多く人物を損傷し、人或いは潛かに不軌を謀り、變怪も亦た息まずと云う。術士の論、地徳の説、寧くんぞ信ずべけんや。(中略) 願わくは殿下、上は天時を察し、下は人事に稽いて京國に旋還せば、則ち侍従は得所の樂しみありて、民庶は失所の嘆きなからん。惟んみるに殿下、之を裁かんことをと。王、都堂をして擬議せしむ。(『高麗史』卷45、世家45、恭讓王2年12月乙亥〔17日〕条)

漢陽遷都に対する反対論は儒者官僚のあいだに根強く存在していたとみえる。恭讓王は「讖緯の説を信じて漢陽に遷らん」とした(史料V)ものの、実際に術士が恭讓王に勧めたのは「南京に巡幸」することであった。となれば、恭讓王2年9月の漢陽遷都は巡幸であったことになる〔羅恪淳2002, p.118〕。ところが、この史料Yでは世論として「業を棄てて遷徙に困し」む民が問題となっており、新都漢陽が騒然としていたことを知らしめる。それゆえ崔惠淑氏は、もし巡幸であれば開京の民は漢陽までつきしたがわなかつたであろうから、巡幸ではなく遷都であったと主張しており〔崔惠淑2004, pp.150-151〕、意見の一一致をみていない。ともあれ、史料Yの末尾には「王、都堂をして擬議せしむ」とあって、議論の結果については記録を欠くが、この史料Yに対応する『高麗史節要』の記録では「王、之を納る」と結ぶ⁹⁹ことから、年末の時点で恭讓王は都堂の審議を承けて開京遷都を受諾したと考えてよかろう。

いまひとつ留意すべきは、正朝の宮中儀礼である。この年恭讓王2年正朝の記録には「王、群臣を率いて帝正を遙賀す。仍りて正殿に御し、中外の朝賀を受け、群臣を宴す」とあり、恭讓王は開京の寿昌宮正殿にて対明遙拝儀礼を忠実に実施していたにもかかわらず、漢陽遷都後の翌3年正朝の場合は「群臣を宴す」との簡略な記録が残るにすぎない〔桑野2004, pp.84-85〕。おそらく恭讓王はすでに開京遷都を決意していたため、本来は開京の王宮で催すべき正朝の対明遙拝儀礼を停止せざるをえなかつたものと推測される。そもそも漢陽遷都にあたって恭讓王は百官を分司しており、高麗の文武官僚を一同に会して対明遙拝儀礼を実施することは不可能であったに相違ない。

では最後に、恭讓王2年9月の漢陽遷都は巡幸と考えるべきであろうか、それとも遷都とみなすべきであろうか。筆者はこの問題については以下の史料を提示したい。

Z 陽陵に謁す。仍りて孝慎殿に祭り、遷都を告ぐ。(『高麗史』卷45、世家45、恭讓王2年9月乙巳〔16日〕条)

99 「刑曹判書安瑗上言曰、向者術士以災異請遷都避禍、今遷都已久、猛虎傷人、變怪不息、術士之言既無驗矣、乞速還都、以應天意、以慰人望、王納之」(『高麗史節要』卷34、恭讓王2年12月条)。

この簡略な史料 Z は既往の研究では看過されてきた。恭讓王は開京を出発する前日に、遠祖神宗が眠る陽陵（京畿道開豊郡青郊面陽陵里陽陵洞¹⁰⁰）に拝謁して「遷都」を報告していたのである。その 2 日前には「王、弟瑀に命じ、百官を率いて三韓國大公の眞を奉じ、入りて陽陵寺に安ぜしむ。仍りて孝慎殿と名づく」との記録がみえ、恭讓王は事前に陽陵を整備していたことが知られる¹⁰¹。そして翌年の恭讓王 3 年 2 月、恭讓王は大妃ともども開京に戻り¹⁰²、やはり陽陵に「還都」を報告している¹⁰³。それゆえ、恭讓王 2 年 9 月の漢陽遷都は巡幸ではなく、まさに遷都であったと判断してよかろう。

むすび

以上、本稿では高麗末期の恭愍王・禥王・恭讓王代における漢陽遷都論を史料に即して検討してきた。近年、当該期における遷都論に関しては相当数の研究蓄積はあるものの、筆者はとくに当時の朝鮮半島をとりまく国際環境に目配りしつつ、従来提示されてきた関連史料を再検討した。その検討結果を整理することにより結論にかえたい。

恭愍王 5 年（1356）6 月、恭愍王は書雲觀に漢陽の相地を命じた。当時の国際環境に照らせば、この漢陽遷都は反元政策の一環として推進された事業であり、元による高麗攻撃を避けるためであったとみるべきであろう。その後、元との外交関係を維持することで対外的な危機は脱したが、漢陽の宮闈造営事業は続行され、翌 6 年正月に恭愍王は太祖王建の願堂である王都開京の奉恩寺にて漢陽遷都の吉凶を占った。遷都の正当性を文武官僚に周知させるには、太祖王建の権威を必要としたに相違ない。しかし、2 月には政府内で遷都反対論が表面化し、恭愍王が推進した漢陽遷都は挫折した。一次史料から整合的に判断すれば、王師普愚が漢陽遷都を奏請したのは恭愍王 5 年 6 月ではなく、翌 6 年正月中旬に内殿に招かれて黄金 50 両を賜った際であろう。

恭愍王 9 年 7 月には左蘇にあたる白岳への遷都が計画され、同年 11 月より翌 10 年 3 月まで恭愍王は「新京」白岳に移った。恭愍王 6 年 5 月に倭寇の勢力が江華島西北の喬桐島におよぶと開京は厳戒態勢となり、さらに紅巾軍の侵攻により恭愍王 8 年 12 月に西京（平壤）が陥落していたから、讖緯説による遷都ではなく、政治的・軍事的対応とみてよい。倭寇は開京の西郊を流れる礼成江にも出現し、とりわけ恭愍王 9 年 5 月に倭寇は楊廣道の牙山

100 「殯于内史洞靖安宮，在位七年，壽六十一，諡曰靖孝，廟號神宗，葬于城南，陵曰陽陵，高宗四十年，加諡敬恭」（『高麗史』卷 21、世家 21、神宗 7 年正月戊寅〔14 日〕条）。「神宗陵〔號陽陵，在城南〕」（『新增東國輿地勝覽』卷 5、開城府下、陵寢条）。陽陵は朝鮮民主主義人民共和国において 1978 年 7 月に第 3 代国王定宗（945～949 年）の安陵とあわせて発掘調査されたが、すでに盗掘された状態であったという〔チャンホス 2000, pp.158-159〕。

101 「王命弟瑀率百官、奉三韓國大公眞、入安于陽陵寺、仍名孝慎殿、祭儀與四時大享同」（『高麗史』卷 61、礼志 3、吉禮大祀、諸陵、恭讓王 2 年 9 月癸卯〔14 日〕条）。三韓國大公とは、恭讓王の生父定原府院君鉉の尊号である（『高麗史』卷 45、世家 45、恭讓王、總書、および同書卷 61、礼志 3、吉礼大祀、諸陵、恭讓王 2 年正月条）。

102 「王發南京」「至自南京、都人結綵棚、以迎之」「國大妃至自南京」（順に『高麗史』卷 46、世家 46、恭讓王 3 年 2 月己未〔2 日〕・丁卯〔10 日〕・乙亥〔18 日〕条）。漢陽より開京に戻る途次、恭讓王は楊州の檜巖寺（創建は 12 世紀中葉以前）にて誕日を迎える、百官の賀礼を受けている（同書卷 46、世家 46、恭讓王 3 年 2 月辛酉〔4 日〕・壬戌〔5 日〕条）。

103 「命世子謁陽陵、仍祭孝慎殿、告還都」（『高麗史』卷 46、世家 46、恭讓王 3 年 2 月辛巳〔24 日〕条）。

湾南岸地域を襲って「京城戒嚴す」との状況に陥った。こうした一連の状況から判断すれば、倭寇による緊迫状態のなかで恭愍王はまず内陸部の漢陽への遷都を考えたが、都城修築に動員された人民の困苦と太廟での占卜の結果をもふまえ、漢陽遷都を断念して白岳遷都に方向転換したと考えるのが妥当であろう。

開京は浜辺に近いゆえ内地に遷都すべしとの論議は、禑王3年（1377）5月にも惹起された。倭寇の規模は禑王代に拡大してしばしば江華島を襲い、「京城大いに震う」状況であった。ところが、当時の高麗社会は旱魃に見舞われており、農繁期に入る夏期の遷都事業は農民の疲弊はもちろん、国家財政にも支障を来す。太祖王建の願堂たる報恩寺にて占卜したところ、結果は不可と出て遷都論は廃案となった。旧都鉄原・北蘇箕達山など山間部に遷都した場合、税米の輸送が困難であるとの問題点が指摘されていたことも留意すべきであろう。

それでも倭寇の脅威はつづき、大陸では北元と新興国の明の情勢が緊迫するなか、4年後の禑王7年8月に漢陽遷都論が再浮上した。倭寇は朝鮮半島の内陸部にまで侵入し、旱魃に禑王の弊政もかさなって国家財政は逼迫していた。禑王は政府内の反対論をおさえ、禑王8年9月より翌年2月にいたる約5ヶ月間、漢陽に滞在する。ただし、これは一時的な移御であって遷都ではあるまい。太祖王建の願堂にて遷都の吉凶を占うという、従来の手続きをふまえていないからである。

恭讓王2年（1390）7月には禑王と昌王のあいつぐ廃位という政情不安に加え、天変地異に見舞われた開京の地徳を休めるべしとの讖緯説が恭讓王を漢陽遷都へと駆り立てた。しかし、天譴には恐懼修省して応えるべきと考える儒者官僚の反対論は根強く、新都漢陽における虎の侵入と災変の発生を逆手に取った刑曹判書は開京還都を恭讓王に迫り、都堂の審議を経て漢陽を離れることになった。その際、恭讓王は政府高官に対して開京の留守を命じ、また百官を開京と漢陽に分けて政務を管掌させることにより、いわば開京と漢陽の「両京体制」という措置を取った。この恭讓王2年9月から翌年2月にいたる漢陽遷都は巡幸ではなく、遷都と考えてよい。なにより恭讓王は事前に生父を祀る孝慎殿にて遷都を報告し、事後にもやはり孝慎殿にて還都を報告したからである。

以上のように、高麗末期に遷都事業を実施する際には太祖王建の願堂にてその吉凶を占い、あるいは生父の王陵にて事前事後の報告を行うことが正当な手続きであったと考えられる。ただし、遷都とはいえその期間は農閑期の半年程度であり、また王都を象徴する太廟・社稷壇が遷都先にあらたに建設されることはなかった。のちに朝鮮王朝を開創した太祖李成桂（1392～98年）が漢城遷都（太祖3年、1394）に先立ち、宗廟の選定を最優先課題としていた¹⁰⁴ことは対照的である。さらには遷都後も開京が廢都となることなく存続していたことからすれば、高麗末期における遷都の事例は厳密には遷都ではなく、変動する国際環境のなかで政治・軍事的事情から一時的に王都を避けた移御であったとみるのが妥当であろう。

104 任敏赫氏は都城建設の際に立脚した礼制原理のひとつとして、『礼記』曲礼にいう「先祠堂建設論」に注目した〔任敏赫2006〕。また〔桑野2011, pp.24-26〕、参照。

【参考文献】 *韓国語の書名などはすべて日本語に翻訳した。

- 金甲童「高麗時代の南京」(『ソウル学研究』18, ソウル市立大学校附設ソウル学研究所, ソウル, 2002年3月)
- 金基徳「14世紀後半改革政治の内容とその性格—恭愍王代改革案の分析を中心に」(14世紀高麗社会性格研究班編『14世紀高麗の政治と社会』民音社, ソウル, 1994年3月)
- 同 「高麗時代開京と西京の風水地理と遷都論」(『韓国史研究』127, 韓国史研究会, ソウル, 2004年12月)
- 金成煥『高麗時代の檀君伝承と認識』(景仁文化社, ソウル, 2002年4月)
- 金順子「元・明の交替と中国との関係変化」(同『韓国中世韓中関係史』慧眼, ソウル, 2007年5月)
- 高惠玲「李仁任政権についての一考察」(『歴史学報』第91輯, 歴史学会, ソウル, 1981年9月)
- 羅恪淳「高麗時代南京の都市施設」(『成大史林』第12・13合輯, 成大史学会〔現, 首善史学会〕, ソウル, 1997年11月)
- 同 「高麗末南京復置と漢陽遷都」(『江原史学』第17・18合輯, 江原大学校史学会, 春川, 2002年2月)
- 閔丙河「高麗時代の漢陽」(『郷土ソウル』第32号, ソウル特別市史編纂委員会, ソウル, 1968年9月)
- 閔賢九「辛旼の執権とその政治的性格(上)」(『歴史学報』第38輯, ソウル, 1968年8月)
- 同 「高麗恭愍王の反元的改革政治についての一考察—背景と発端」(『震檀学報』第68輯, 震檀学会, ソウル, 1989年12月)
- 同 「高麗恭愍王代反元的改革政治の展開過程」(刊行委員会編『擇窓許善道先生停年紀念 韓国史学論叢』一潮閣, ソウル, 1992年12月)
- 同 「高麗恭愍王代の『誅奇轍功臣』についての検討—反元的改革政治の主導勢力」(刊行委員会編『李基白先生古稀紀念 韓国史学論叢(上)古代篇・高麗時代篇』一潮閣, ソウル, 1994年10月)
- 朴龍雲『高麗時代開京研究』(一志社, ソウル, 1996年12月)
- 朴敬子「高麗時代漣川遷都説について」(刊行委員会編『河炫綱教授定年紀念論叢 韓国史の構造と展開』慧眼, ソウル, 2000年11月。のち同『高麗時代郷吏研究』国学資料院, ソウル, 2001年2月に再録)
- 同 「高麗末漢陽遷都論の実相」(『郷土ソウル』第66号, ソウル, 2005年10月)
- 朴天植「朝鮮開國功臣についての一考察—冊封過程と待遇を中心に」(『全北史学』第1輯, 全北大学校史学会, 全州, 1977年2月)
- 邊太燮『「高麗史」の研究』(三英社, ソウル, 1982年12月)
- ソウル特別市史編纂委員会編『ソウル六百年史』第1巻(ソウル特別市, ソウル, 1977年12月)
- 申栄勲「太祖廟漢陽城建設監役官考」(『郷土ソウル』第43号, ソウル, 1985年12月)
- 俞瑩淑「圓証国師普愚と恭愍王の改革政治」(『韓国史論』20, 国史編纂委員会, 果川,

- 1990年10月)
- 尹京鎮「高麗文宗21年南京設置についての再検討—恭讓王2年漢陽遷都の合理化」(『韓國文化』49, ソウル大学校奎章閣韓国学研究院, ソウル, 2010年3月)
- 李慶喜「高麗末紅巾賊の侵入と安東臨時首都の対応」(『釜山史学』第24輯, 釜山史学会, 釜山, 1993年6月)
- 李丙燾『高麗時代の研究—特に図識思想の発展を中心に』(亜細亜文化社, ソウル, 1980年6月改訂版。初版は乙酉文化社, ソウル, 1948年3月)
- 李奉圭「朝鮮時代朝賀儀礼の性格」(高麗大学校民族文化研究所編『朝鮮時代即位儀礼と朝賀儀礼の研究(宮中文化再現行事考証研究叢書1)』文化財管理局, ソウル, 1996年12月)
- 李相瑄「恭愍王と普愚」(同『高麗時代寺院の社会経済研究』誠信女子大学校出版部, ソウル, 1998年7月。初出は刊行委員会編『李載禡博士還暦紀念 韓国史学論叢』図書出版ハヌル, ソウル, 1990年12月)
- 李 煙「朝鮮前期漢陽遷都と風水説」(『宗教文化批評』第10号, 韓国宗教文化研究所, ソウル, 2006年9月)
- 李 領「唐津鏡神社所在高麗水月觀音図の由来」(『韓日関係史研究』第34輯, 韓日関係史学会, ソウル, 2009年12月)
- 李益柱「高麗時代南京研究の現況と課題」(『都市歴史文化』第3号, ソウル歴史博物館, ソウル, 2005年2月)
- 同 「恭愍王代の改革政治と漢陽遷都論」(『郷土ソウル』第68号, ソウル, 2006年10月。2006ソウル歴史学術大会「高麗時代ソウル地域の歴史的意味」発表要旨文)
- 李亨雨「高麗恭讓王代の遷都論」(『植民主義と植民責任(第53回全国歴史学大会発表要旨)』全国歴史学大会組織委員会, ソウル, 2010年5月29日)
- 李熙徳『高麗儒教政治思想の研究—高麗時代天文・五行説と孝思想を中心に』(一潮閣, ソウル, 1984年1月)
- 任敏赫「朝鮮初期礼治社会を志向した首都漢城建設計画」(『ソウル学研究』27, ソウル, 2006年8月)
- 張志連「麗末鮮初遷都論議について」(『韓国史論』43集, ソウル大学校人文大学国史学科, ソウル, 2000年6月)
- 同 「國家の象徴、太廟と社稷」(韓国歴史研究会編『高麗の皇都開京』創作と批評社, ソウル, 2002年1月) a
- 同 「朝鮮時代都市社会史研究の現況と課題」(『明清史研究』第17輯, 明清史学会, ソウル, 2002年4月) b
- 同 『高麗、朝鮮初 国都風水研究』(ソウル大学校大学院文学博士学位論文, ソウル, 2010年2月)
- チャンホス「開城地域高麗王陵」(刊行委員会編, 前掲『河炫綱教授定年紀念論叢 韓国史の構造と展開』, 所収)
- 鄭杜熙「太祖—太宗代三功臣の政治的性格」(同『朝鮮初期政治支配勢力研究』一潮閣, ソウル, 1983年3月。初出は『歴史学報』第75・76合輯, ソウル, 1977年12月)
- 車勇杰「高麗末倭寇防守策としての鎮戍と築城」(『史学研究』第38号, 韩国史学会, ソウル, 1990年10月)

- ル, 1984年12月)
- 崔柄憲「太古普惠の仏教史的位置」(『韓国文化』7, ソウル大学校韓国文化研究所, ソウル, 1986年12月)
- 崔惠淑『高麗時代南京研究』(景仁文化社, ソウル, 2004年9月)
- 韓永愚「朝鮮開國功臣の出身についての研究」(同『朝鮮前期社会経済研究』乙酉文化社, ソウル, 1983年7月) 〈以上, 韓国語〉
- 池内 宏「高麗恭愍王の元に対する反抗の運動」(同『満鮮史研究(中世第三冊)』吉川弘文館, 1963年6月. 初出は『東洋学報』第7卷第1号, 1917年1月)
- 禹 成勲「韓国の前近代都市研究史—高麗時代と朝鮮時代の都市史研究を中心に」(『年報都市史研究13(東アジア古代都市論)』山川出版社, 2005年11月)
- 奥村周司「高麗における八閥会的秩序と国際環境」(『朝鮮史研究会論文集』第16集, 龍溪書舎, 1979年3月)
- 同 「高麗における謁祖真儀と王権の再生」(『早実研究紀要』第37号, 2003年3月)
- 同 「高麗の燃灯会における「如奉恩寺」の意味」(『早実研究紀要』第38号, 2004年3月)
- 同 「高麗における燃灯会と王権」(記念論集刊行会編『福井重雅先生古稀・退職記念論集 古代東アジアの社会と文化』汲古書院, 2007年3月)
- 岡本 真「外交文書よりみた14世紀後期高麗の対日本交渉」(佐藤信一ほか編『前近代の日本列島と朝鮮半島』山川出版社, 2007年11月)
- 北村秀人「高麗に於ける征東行省について」(『朝鮮学報』第32輯, 1964年7月)
- 同 「高麗時代の漕倉制について」(旗田巍先生古稀記念会編『朝鮮歴史論集』上巻, 1979年3月)
- 桑野栄治「高麗末期の儀礼と国際環境—對明遙拝儀礼の創出」(『久留米大学文学部紀要(国際文化学科編)』第21号, 2004年3月. 同『高麗末期から李朝初期における對明外交儀礼の基礎的研究』2001~2003年度科学研究費補助金〔基盤研究(C)(2)〕研究成果報告書, 2004年2月, 所収)
- 同 「韓国における近世都城史研究の動向—都城空間をめぐる諸問題」(『久留米大学文学部紀要(国際文化学科編)』第28号, 2011年3月)
- 末松保和「麗末鮮初に於ける對明関係」(同『高麗朝史と朝鮮朝史(末松保和朝鮮史著作集5)』吉川弘文館, 1996年10月. 初出は『史學論叢(京城帝国大学文学会論纂第10輯)』第2, 岩波書店, 1941年11月)
- 須田牧子「大内氏の対朝鮮関係の変遷」(同『中世日朝関係と大内氏』東京大学出版会, 2011年2月)
- 関 周一「『中華』の再建と南北朝内乱」(荒野泰典ほか編『倭寇と「日本国王」(日本の対外関係4)』吉川弘文館, 2010年7月)
- 田中健夫『中世海外交渉史の研究』(東京大学出版会, 1959年10月)
- 田村洋幸『中世日朝貿易の研究』(三和書房, 1967年9月)
- デイビッド・ロビンソン(水越知訳)「モンゴル帝国の崩壊と高麗恭愍王の外交政策」(夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会, 2007年3月)

- 内藤雋輔「高麗兵制管見」（同『朝鮮史研究』東洋史研究会、1961年11月。初出は『青丘学叢』第15・16号、京城、1934年2月・5月）
- 中田 稔「日本における倭寇研究の学説史的研究」（日韓歴史共同研究委員会編『第2期 日韓歴史共同研究報告書（第2分科会篇）』同委員会、2010年3月）
- 中村栄孝「室町時代の日鮮関係」（同『日鮮関係史の研究（上）』吉川弘文館、1965年9月。初出は『日本歴史（旧版岩波講座）』岩波書店、1934年2月）
- 浜中 昇「高麗末期政治史序説」（『歴史評論』通巻437号、1986年9月）
- 同 「高麗末期倭寇集団の民族構成—近年の倭寇研究に寄せて」（『歴史学研究』第685号、1996年6月）
- 細野 渉「高麗時代の開城—羅城城門の比定を中心とする復元試案」（『朝鮮学報』第166輯、1998年1月）
- 吉田光男「漢城の都市空間—近世ソウル論序説」（同『近世ソウル都市社会研究—漢城の街と住民』草風館、2009年2月。初出は『朝鮮史研究会論文集』第30集、緑蔭書房、1992年10月）a
- 同 「朝鮮近世における王都と帝都」（同、前掲『近世ソウル都市社会研究』、所収。初出は『年報都市史研究7（首都性）』山川出版社、1999年10月）b
- 李能和『朝鮮佛教通史（中編）』（新文館、京城、1918年3月。国書刊行会、1974年4月復刻）
- 六反田豊「高麗末期の漕運運営」（『久留米大学文学部紀要（国際文化学科編）』第2号、1993年3月）